

6月18日（火）



# 令和 6 年 6 月 18 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 ( 同 )
5 番	川 添 博 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	荒 神 稔 ( 同 )
7 番	福 田 新 一 ( 同 )
8 番	本 田 利 弘 ( 同 )
9 番	山 内 いっとく ( 同 )
10番	山 口 俊 樹 ( 同 )
11番	下 沖 篤 史 ( 同 )
12番	齊 藤 了 介 ( 同 )
13番	濱 砂 守 ( 同 )
14番	黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
15番	脇 谷 のりこ (親 和 会)
16番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
17番	山 内 佳菜子 ( 同 )
18番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
19番	二 見 康 之 (宮崎県議会自由民主党)
20番	日 高 博 之 ( 同 )
21番	後 藤 哲 朗 ( 同 )
22番	佐 藤 雅 洋 ( 同 )
23番	日 高 陽 一 ( 同 )
24番	安 田 厚 生 ( 同 )
25番	日 高 利 夫 ( 同 )
26番	内 田 理 佐 ( 同 )
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	山 下 寿 ( 同 )
34番	外 山 衛 ( 同 )
35番	武 田 浩 一 ( 同 )
36番	丸 山 裕次郎 ( 同 )
37番	中 野 一 則 ( 同 )
38番	山 下 博 三 ( 同 )
39番	野 崎 幸 士 ( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 敏 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	児 玉 憲 明
福 祉 保 健 部 長	渡 久 山 武 志
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	川 北 正 文
農 政 水 産 部 長	殿 所 大 明 仁
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	米 良 勝 也
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西 久 保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	青 野 奈 月

---

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。昨日から自民党会派の議員が続いておりますが、午前中までは自民党にどうぞお付き合いください。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

皆さんは30年後の世界というものを想像されるとき、どのような社会になっていると思われるのでしょうか。なかなか30年も先というと大変難しいかもしれません。

しかしながら、4年前、私の母校の小学校が100周年を迎えるに当たり、私が小学4年生のときに埋めたタイムカプセルの開封式というものを行いました。「30年後の二見康之君へ」という作文があります。これを読み上げるつもりはありませんが、原稿用紙で3枚半、大体1,000文字です。「30年後の二見康之君へ」と、先輩面されているのかなと思うところもあるんですけども、これを読むと大変懐かしいことが書いてありました。

私、3年生のときにバリカンを買って、中学2年、3年ぐらいまで、家で頭を丸く刈って自分で丸坊主にしていたことがございます。3ミリ、5ミリとアタッチメントをつけるんですけども、1回だけ間違えて、つけなくてやったことがありまして、気がついたときには遅かったです。3ミリで切ったんですけども、ここ

に真っすぐラインが入ってしまって、諦めて全部5厘刈りにしたことがございました。

ちょうどバスケットボールの試合で負けたときだったものですから、翌日、学校に行ったら「どうしたんだ」と、「いや、僕の責任で負けたから丸くしてきた」。決してそうじゃなかったんですけども、そういう時期がありました。大変大事な試合で痛恨のミスをしたスラムダンクの桜木花道と自分を重ね合わせるわけではないですが、そういうこともありました。

そして、祖母がそろばん塾をやっていたので、私は幼稚園の頃からそろばんを習い、また、幼稚園の頃は泣き虫でいじめられっ子だったものですから、親から無理やり空手を習いに行かされておりました。そして当時の僕は、30年後の僕は会社をつかって社長になったらいいなというふうに思っていたみたいです。全然違いました。

これが200文字あって、そこから次のほぼ700文字、1,000分の700、当時、湾岸戦争が始まっていたと。多国籍軍とイラクとの戦争について、その状況をつづりながら、国際的なことを考えていた。それを思うと、決して10歳の子が書いた作文ではないなと思うんですけども、その世界の状況をつづりながら、最後に「21世紀には地球に緑があるだろうか」というようなことを書いていました。

あの頃、ペルシャ湾に原油が流れて海鳥が油まみれになっていた姿とか、こうやって思い返しますと、大変大事な世界的な歴史の一部を垣間見せられているんですけども、最後の最後の一文が「30年後は健康でいたい」ということを書いていました。一番大事なメッセージを僕にくれたというふうに思います。

30年後を想像するのは大変難しいんですが、

社会のあるべき姿を想像して、一つ一つ今の努力を未来につなげていくことはできます。

今の宮崎県はどのような絵を描き進んでいるのか。昨年より知事は、3つの日本一挑戦プロジェクトを掲げ、本県の未来像を描こうとされており。その中で、子ども・若者プロジェクトにおいて、本年度の主な事業として、出逢い創出事業や男性育児休業取得奨励支援、海外留学や不登校支援など、本年度当初予算として提示されておりました。これらの事業の一つ一つは大変大事なことであるとは思いますが、日本一生み育てやすい県というイメージにつながるかというと、ちょっと首をかしげたくになります。

例えば「生む」というところで考えてみましても、産婦人科の偏在の課題もまだ解決されていないでしょうし、「育てる」というところでも、保育所や学童保育など人手不足で受入れができない状況があります。確かに地域によって課題は異なるかもしれませんが、もっと根本的なところの対策が必要なのではないかと感じます。

そこで知事に伺いますが、日本一生み育てやすい県を目指すに当たって、その課題は何なのか。その課題を解決するための取組の方向性について、知事の考えを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

子ども・若者プロジェクトは、本県の恵まれた子育て環境のさらなる充実により、結婚し、子供を持ちたいという若者の希望がかなう日本一生み育てやすい県を目指すものであります。

本プロジェクトを推進する上での課題は多岐

にわたります。御指摘があったとおりでありませぬ。特に多くの若者が感じております出産・子育てに関する不安や負担、経済的なものもあれば、精神的なものもあろうかと思ひます。こうしたものに対処することが重要だと認識しております。

このため県では、国における次元の異なる少子化対策の展開等と併せて、引き続き、経済的な支援や育児と仕事の両立の推進などに取り組んでまいります。

また、こうした取組には、行政だけでなく、企業や地域の方々との連携が不可欠でありますので、「ひなたの出逢い・子育て応援運動」などを通じて、全ての子供の育ちを社会全体で支えていく仕組み、それからの機運の醸成も必要であらうかと考えております。

30年前に健康のことを気遣われるというのは相当な視点だな、すばらしいなと思つたところではありますが、やはり子供を育てるための環境が整っていたのではないかと、そういうことを思ひながらお話を伺つたところでもあります。

今後も、施策の充実はもとより、このプロジェクトの内容の分かりやすい発信に努めるなど、県民の皆さんに本県の生み育てやすさを実感いただけるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 本当に健康は大事です。40歳が大きな節目かなと実体験で感じております。

何をもって「日本一」と言われるのか。その青写真をぜひ県民に見せていただきたいと思ひます。これはすばらしいと思われるような将来のビジョンを描き、それに必要な事業・施策の肉づけをぜひお願いしたいと思ひます。

引き続き知事に伺いますが、先日の議案の提案理由説明の中で、県政報告ということで、高

速道路の整備についてありました。南郷一奈留間の新規事業化や平底一蔵田間のことについて触れられましたが、今月1日に都城市で開かれました、今年度全線開通予定の都城志布志道路、この道路と東九州道を結ぶ都城末吉道路、曾於志布志道路の早期事業化を目指す3道路合同の整備促進大会には知事もお越しになりました。先日、福田議員の質問にもありましたが、都城と日南を結ぶ国道222号の整備を進め、この地域全体に経済効果が波及するとお話になっておりました。

ぜひここでも御披露いただきたかったと思うんですけども、この都城末吉道路については、私も13年前、2回目の一般質問のときに所見をお話ししました。ここが真っすぐつながることの意味はやっぱりあると。県都の宮崎市と鹿児島市がほぼ一直線でつながることができれば、さらなる経済交流の加速につながるものと思います。

そこで、都城末吉道路についての知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今年度全線開通する都城志布志道路、さらに南郷一奈留間の新規事業化が決まって東九州道の整備も進むことで、南九州の道路の骨格、高速道路のインフラ整備は極めて強固なものになっていくと期待しておりますが、さらにそれを補完し強めていくのが都城末吉道路であろうかと考えております。

東九州道や都城志布志道路と一体となりまして、災害発生時の迅速な救命・救急、支援物資の輸送の効率化といった防災機能の強化のほか、産業の集積、広域観光の拡大、交流人口の増加など、南九州圏域の活性化が期待されております。

今お話しいただきました3つの道路の合同整

備促進大会に私も参加いたしました。宮崎、鹿児島両県から約2,000の方が参加し、この地域の皆さんの熱意というものがひしひしと伝わってきたものであります。高校生による書道パフォーマンス、大会決議、とても印象深いものがございました。

都城末吉道路は、南九州圏域における道路ネットワークの大きな骨格を形づくる役割を担うこととなるため、都城志布志道路の全線開通による交通の変化を見ながら、インフラのストック効果を最大限に発揮するにはどのような道路の在り方がふさわしいのか、しっかりと議論を始めてまいります。

**○二見康之議員** 曾於志布志道路は鹿児島県内だけの道路なんですけれども、串間市の方とか向こうの方にとっては、大変大事な道路の位置づけだと思います。宮崎県としても、そのことをしっかり心にとどめながら、この道路整備について、そして広域の経済交流を構築していくために努力していただきたいと思います。

都城末吉道路は区間が約10キロメートル、宮崎県側は約2キロメートルです。ぜひとも事をスムーズに進めていただきますように、佐藤副知事にも御尽力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、宮崎国スポに関して伺います。

いよいよ3年後に迫りました宮崎国スポ・障スポ大会ですが、県立陸上競技場、体育館、プールの主要3施設を含め、各競技開催地においても、先日、日向市が体育館建設を進める方針を決定されました。

それぞれ開催に向け、準備を進めているところではありますが、時折、工事の遅れなどの話も聞こえてきます。開催スケジュールに支障はない範囲のこととは思いますが、競技力向上や本

県開催のメリットを生かすためにも、早期の完成に努めることが重要かと思えます。

私もバスケットボールをずっとやっていたが、練習のときと大会の会場でやるときとは、ちょっと感覚が違うんですね。会場に慣れるというところも、本県開催の一番大事なところではないかなと、天皇杯を目指すために重要なことだと思えます。

そこで、宮崎国スポ大会競技施設の整備の進捗状況及び今後の対応について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

**○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）** 宮崎国スポの競技施設の整備につきましては、本大会の前年度から当年度にかけて通常実施されるリハーサル大会での使用を前提に計画を進めており、県有施設につきましては、予期しない事由による工期の延長等も一部にあったものの、現時点では令和7年度末までには完成する予定です。また、市町の施設につきましても、県の補助等を活用しながら、計画的に整備が進められているところです。

議員の御指摘のとおり、本大会で使用する施設での練習機会が少しでも増えることは、本県の競技力向上を図る上で重要な要素の一つですので、県有施設の早期の完成に努めますとともに、市町に対しましても、個別の課題等に丁寧に相談に乗りながら、円滑な整備に協力してまいります。

**○二見康之議員** 次に、学校と地域の在り方についてお伺いしていきます。

基本的に、義務教育段階では、住んでいる地域の学校に通い、高校進学においては、希望の学校を目指し受検に臨みます。普通科の通学区域撤廃により、専門学科、総合学科と同じく、県下一円から入学できるようになっておりま

す。

しかし、できることならば、高等教育もそれぞれの地域において受けることができる環境整備に教育委員会は努めるべきかなとも考えます。

そこでまず、現状について伺いますが、高校進学に当たり、地元ではなく、他の地域の学校や学科に進学している生徒がどの程度いるのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立高校では特色ある学校づくりを進めており、入学する生徒は、多様な学びや魅力ある教育活動の中から、志望動機に応じて高校を選択しております。

現状といたしましては、令和6年度県立高校入試における全日制普通科全体での旧通学区域外からの合格者は239名であり、その割合は例年と変わらず、普通科合格者全体の約9%を占めております。専門学科、総合学科については、以前から通学区域を設けてはおらず、県下一円から入学できる状況にあります。

県教育委員会といたしましては、各県立高校とともに、各校の魅力化をより一層進め、広報活動の工夫・充実に努めるなど、中学生に選ばれる学校づくりに積極的に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 普通科だけでなく、専門学科のほうも1割近くの生徒たちが行き来している。それが都市部のほうに流れているんじゃないかというのが一番の課題だと思います。流れないで、地域で教育を受けられるような環境整備を考えていきたいと思えます。

高校では、専門的な学び、社会人として必要な職業感とかを学ぶので、地域との関係というものとはまた違うと思うんですが、小中学校は住んでいる地域との関係がすごく大事だというふ

うに思います。

登下校においては、交通安全協会の方々の見守り隊とか、学校運営では、PTAをはじめ、自治会や公民館、地域の様々な方の知恵や技術を借りながら、よりよい教育環境づくりに努められております。

まず、学校と地域がつながることの大切さについて、教育長の考えを伺いたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 私はこれまで、県立高校の校長として、地域の青少年育成協議会をはじめ、中学校区の祭りや成人式などにも出席してきました。学校と地域のつながりが大切であることを実感してきたからこそ、このような経験をしてまいりました。

しかしながら、近年はコロナ禍により、学校行事等における地域の方々とのつながりに様々な制限がありました。社会が以前の状態に戻りつつある今、殊に公立の学校や市町村教育委員会では、コロナ後の新しい地域とのつながりについて検討しながら、子供たちの様子を地域に発信したり、学校行事等への参加を案内したりしております。

県教育委員会では、今後も学校と地域がつながることを大切にして、地域の宝である子供たちの成長を支えてまいります。

**○二見康之議員** コロナ禍の中で制限があった時期は仕方ないと思いますけれども、いまだに戻っていない状況があるなど。3年間のブランクで、人間関係の疎遠化といいますか、つながりが希薄になった。それぞれの人間関係もまた薄くなったんじゃないかなということもありますが、地域と良好な関係を築いていかなくってはならないと思います。

県教育委員会として、学校と地域との関係が活発になるため、どのように取り組んでいくの

か、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県では、学校運営協議会を設置した、地域の声を学校に反映するいわゆるコミュニティ・スクールと、地域の方々と共に協働活動を行う地域学校協働活動との一体的推進を図っているところであります。

具体的な取組として、子供たちと地域の高齢者が避難訓練を合同で実施したり、子供たちが夏休みに公民館へ登館し、地域の方々との農業体験活動や学習を行ったりするなど、学校と地域が課題や思いを共有しながら、子供と地域の方々の学びや活動の場が展開されております。

今後とも、地域コミュニティの核として学校があるという認識の下、協働した活動を充実させることで、子供たちと地域の方々との絆がより一層深まるよう取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 子供たちは、学校や地域の人たちとの交流の中で、社会性など多くのことを学んでいきます。地域に子供がいるということだけで、地域の活力につながるのではないかと思います。

さきに高校進学先についての質問をしましたが、できることなら地元に残って地域の活力になっていただきたいと思います。そのために、本人の希望がかなう教育環境をしっかりと整えることだと思えます。

先日、常任委員会で、串間市の福島高校を訪問させていただきました。串間中学校との連携や先生方の熱心な取組などを聞いて、生徒たちの進学先も大変すばらしい結果を残されております。

ただ、一つ気になったのが、市を挙げて取り組んでいるレスリングが競技力強化指定校から外れたというふうに伺いました。学校には、よい指導者を配置していただいているようです



が、中学で活躍していた生徒たちは、どうも都市部の県立学校に進学していったようです。生徒個人の選択の自由の話ではありますが、串間市にとっては大変痛手ではないかと思われまし、受け入れた学校もどのように対応しているのか気になるところです。

宮崎国スポ開催並びにその後も地域の活力につながるように、競技力向上にも取り組んでいただきたいと思います。県教育委員会として、この地域活性化を見据えた県立学校の部活動の推進にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立学校の運動部活動につきましては、例えば、小林高校の駅伝部や高千穂高校の剣道部などは、学校の魅力づくりや特色づくりに欠かせない存在であるとともに、地域アイデンティティーにまで育てていただいております。

県教育委員会といたしましては、そのような部活動が増えるよう、専門的な指導ができる教職員や部活動指導員等を配置し、持続可能な部活動を目指しているところであります。

また、国スポ・障スポ開催を契機に、多くの部活動が新たな地域のシンボルスポーツに成長していくよう、地域スポーツクラブ等との連携を深めてまいりたいと考えております。

今後ますます県立学校の運動部活動が地域にとって愛される存在となるよう、その支援に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** であるならば、串間市の取組、地域づくりに、県教育委員会としても、しっかり協力していただきたいと思います。地域とそこにある学校との連携をしっかり取っていただくようお願い申し上げます。

あと一つ、話は変わりますが、高校の入学手

続について伺います。

県立高校では、入学時に生徒の住民票を提出するように定めているようですが、都城市では住民票の申請が一気に殺到しまして、窓口が混乱するというようなことがあったようです。

デジタル化も進んで、コンビニでも取得可能であることを保護者の方に通知するなどの対応を取られたそうですが、そもそも住民票の必要性が何なのか、また代替手段はないのか、こちら辺が分かりません。教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、県立高等学校管理運営規則において、入学時に住民票抄本の提出を求めています。各県立高校においては、住民票抄本を基に、学校教育法施行規則で義務づけられている指導要録を作成しております。

指導要録は、進学、就職に必要な調査書や単位修得証明書などを公的に発行するための原簿となる重要なものであります。

県教育委員会といたしましては、各県立高校の諸表簿の正確性を保つために住民票抄本の提出を求めています。並行して住民票抄本の提出に代わる手段がないか、他県の対応も注視してまいります。

**○二見康之議員** 私が聞いたところでは、千葉県では、入試のときに中学校から提出してもらった推薦状の内容で住民票の情報は確認し、対応されているそうです。外国とか県外から入学される方がいらっしゃった場合は住民票の提出が必要になるかなと思うんですが、そういうふうな対応でもいいのかなと思います。後日、検討結果を伺いたいと思います。

次に、行政と住民自治——公民館について伺います。

激甚化する災害に対し、まずは自分自身で身

を守る自助、次に地域の方々と協力して対応する共助、その重要性については知事もよくお話しされております。

共助というものは、住民自治の力、自治組織の力に頼るものであります。町内会や自治会、振興会、通り会、団地会など、様々な自治組織があります。

県内においても、その自治組織の在り方については様々なようですが、私の住んでいる都市では、市内全域を15の地区に分けまして、そこに301の自治公民館で組織しております。それぞれの地区には、地区公民館や市民センター等がありまして、その地区の範囲内で、それぞれの地区の中の自治公民館と連携しながら様々な活動をしております。

さて、先日、議会前の勉強会において、県の公民館行政の取組について説明いただきました。県公民館経営セミナーの開催や県公民館大会の開催、ブロック別のセミナー開催などに取り組んでおられます。勉強することが多いなと思ったんですが、それも公民館関係というのは、県教育委員会の生涯学習課の事務分掌内容であると伺いまして納得しました。公民館は最も身近な社会教育施設であり、地域ごとの社会的課題に対応するため、住民同士のつながりを促し、人づくり、地域づくりに貢献することとなっております。

一方、ほかの市町村においては、いわゆる自治会が世帯単位で組織されまして、これは都市の自治公民館も一緒なんですけれども、地域住民と市町村との相互協力によって、行政連絡をはじめ、ごみ収集場の管理や自主防災、防犯などの活動が行われている地域があります。

これら自治組織において、主たる共通課題となっているのが加入率の問題です。入っている

メリットがない、活動に参加したくない、そういった理由で未加入者や未加入世帯が増加している傾向があり、地域社会との関わりが希薄化しております。

総務省のほうでも、令和2年ぐらいから自治会への加入率とかいろいろ調査しているみたいですが、地方自治体も条例をつくったり、この加入促進について取り組んでいるところがございます。

地域課題の解決に共助による役割を果たしていた自治組織の活動がこのままでは停滞してしまい、ひいては、本県全体の活力の低下にもつながりかねないのではないかと危惧しております。

そこで、自治組織に対する県の現状認識と取組について、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 自治会や自治公民館などの自治組織は、教育や福祉、防犯、子供の見守り、災害時の活動など、安全・安心で魅力ある地域づくりに主体的に取り組んでいただいております。共助の役割を担う行政の重要なパートナーであります。

しかしながら、人口減少や価値観の多様化もあり、世帯加入率は約6割と年々減少し、高齢化や活動する人が限られるなどの課題もあり、組織の活力が低下しております。

このため県では、加入率向上と活動の強化を図るため、県自治会連合会に対する地域リーダー養成の支援や、県公民館連合会に対する社会教育活動の支援を行っております。

人口減少下にあって、地域コミュニティーを維持していくためには、自治組織は不可欠でありますので、主体となる市町村と連携し、加入促進や組織の強化に向けて検討を進めてまいります。

**○二見康之議員** 入っている方々はいいいんです。そういった方々から要望があって研修会とかするんでしょうが、入っていない方々に自治組織、自治会の意義をどう伝えていくか、それが一番大事だと思います。

自治会は総務部の所管で、自治公民館は教育委員会の所管となっていますが、自治活動は、そこに住む住民、いわゆる地縁団体です。住環境の向上は、住民としての責務でもあると思います。

都城市では、自治公民館加入者には、いわゆるファミサポ、子育て支援の利用を無料化するというような取組もやっているようです。自治会応援施策に取り組む市町村もあります。

ごみは環境、健康は福祉保健、そして道路やインフラは県土整備、消防団や防災訓練は危機管理、防犯灯、交通安全は警察、子供会やPTAは教育と、それぞれの行政の様々な分野を自治組織なしでは維持できないというふうに思います。加入を強制はできないにしても、行政と教育委員会の両方がしっかり連携を取っていただきまして、その意義を周知し、加入促進に自治会長たちと協力して対応していただくことを強く求めたいと思います。

次に、熱中症対策について伺います。

総務省消防庁の発表では、令和5年5月から9月の全国における熱中症の救急搬送人員の累計は9万1,467人であったそうです。また、令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況では、職場での熱中症による死傷者は1,106人、前年度比279人、34%の増となっており、全体の約4割が建設業と製造業で発生しているそうです。

今年も梅雨に入っておりますが、4月から大変暑い日が続きまして、今後の熱中症の発生が

心配されるところでございます。

まず初めに、熱中症となる要因について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 熱中症の要因には、環境によるものや個人の体調や行動によるものがございます。

環境要因として、気温や湿度が高く、風が吹かないという気象条件下では、体温が上昇しやすい上に、汗が蒸発しにくくなります。

体調面での要因としましては、寝不足や持病などによる体温調節機能の低下のほか、食事を取らないことや二日酔いなどによる水分の不足が挙げられます。また、激しい運動や長時間の屋外作業などの行動も体温の上昇につながりまして、熱中症が起こりやすい要因とされております。

**○二見康之議員** 主に気温や湿度など環境要因、そして寝不足とか持病といった体調要因があることが分かりました。

では、今、学校現場や県民の日常生活において、県は熱中症対策にどのように取り組んでいるのか、教育長、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 日常生活での熱中症対策には、温度や湿度を確認いたしまして、エアコンなどを適切に利用するとともに、外出時の適度な休息により暑さを避けること、小まめに水分を補給すること、日頃から体調管理を行うことなどがあります。

このため県では、熱中症にかかりやすい時期であります5月から8月にかけて、各種マスメディアやSNSなどを活用いたしまして、県民に向けた周知を繰り返し行っております。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校現場では、熱中症対策としまして、暑さ指数の測定による活動の判断や運動量の調整、健康観察、適切な水

分・塩分の補給等、子供の命を守るための取組を行っております。

また、今年4月に気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されたことを受け、県教育委員会では、先月、新たに熱中症特別警戒アラートに関する内容や熱中症事故対策のポイントを整理・確認できるチェックリストを盛り込んだ宮崎県版「学校における熱中症対策ガイドライン」の改訂を行い、県立学校及び市町村教育委員会に周知したところであります。

**○二見康之議員** どちらも主に、体調管理、生活環境を整えるという対応をしていることが分かりますが、昨年、県の消防学校に視察で伺いました。そこで初任科の学生の方々との意見交換もありまして、「消防学校では暑熱訓練というものをしていると聞いたんですが」と伺いますと、学生の方からは「やっております」ということでした。

消防の現場では、燃え盛る炎の近くで消火活動をされるので、大変苛酷な状況下での現場作業です。暑さに対する強靱な体づくり、消防学校における暑熱順化訓練とはどのようなものなのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 消防学校では、初任科の学生に対し、夏を迎える前に、暑さに体を慣れさせることで体温調節機能を高めるなど、熱中症になるリスクを減らすとともに、苛酷な火災等の現場活動に耐え得る体力や精神力を養うため、暑熱順化訓練を行っております。

具体的には、4月から6月末頃まで、週1回から2回程度、約30分間、防火服を着用した状態で柔軟体操やランニングを行っております。訓練では、4月は活動服の上に上半身のみ防火服を着用し、5月中旬からは下半身にも防火服

を着用するなど、段階的に体に負荷をかけ、安全かつ計画的に暑熱環境に順化できるよう取り組んでおります。

**○二見康之議員** 防火服は大変暑い、いわゆるサウナみたいな状況だと思うんですけども、汗をかくという訓練なんだなと、しかも、非常に力の要る作業をやっていらっしゃるんだなと思います。

聞けば、消防隊員の方も現場で熱中症になれることがあるそうなので、隊員の方々はこういう日頃の訓練の成果があるにしても、それだけ苛酷な現場で作業、仕事をされているんだなと、心から敬意と感謝を表したいと思います。

暑熱順化訓練は、要するに熱中症になるリスクを軽減するための取組だというふうに思います。熱中症になりにくい体づくり、ふだんからエアコン等で生活環境を整えるのも大切だと思いますが、暑さに負けない体づくりも重要であることが分かりました。

熱中症対策には暑熱順化訓練も重要であると思いますが、県の考えを伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 暑さに慣れていない状態で急に気温が高くなりますと、熱中症になる可能性が高くなりますため、暑さに体を少しずつ慣れさせる、いわゆる暑熱順化は熱中症対策として有効でございます。

暑熱順化には数日から2週間程度かかりますため、熱中症の危険が高まる前に、無理のない範囲で汗をかくことが大切です。このため、日常生活での取組として、30分程度の運動や入浴などが推奨されております。

一方、暑熱順化ができて、数日間、気温が下がるなどによりまして、その効果が失われるため、暑さに慣れる行動の継続が重要であると考えております。

**○二見康之議員** 日頃からのこういう取組が大事なんだなと思います。苛酷な環境下での無理は禁物ですが、体づくり、予防は重要です。要するに、ふだんから汗をかくことが大事で、鍵は汗を出す器官、皮膚の汗腺の変化にあるようです。熱中症の原因の一つが、加齢による影響であると。

ある少年野球チームの子供と両親の汗の塩分濃度を比べてみると、約2倍の差があったそうです。

年とともに汗をかかない生活を送ることによって、汗腺に毛糸の玉みたいなのがあるんですけれども、これが潰れたように萎縮してしまう。それによって、汗の原料となる血液から塩分等の必要な成分まで汗と一緒に体外に出してしまう。汗腺には、この必要な成分を体内に戻す機能があって、いわゆるこし取り機能を担っているそうです。この機能を取り戻すのが暑熱順化訓練だということみたいですので、今年の夏を乗り切るためにも、多くの方に取り組んでいただきたいなと思います。

次に、私学振興について伺います。

昨年5月1日の県内高校の生徒数は2万8,356人、そのうち私立高校の生徒数は9,232人、全体の32.6%を占めております。

私立のそれぞれの学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を行っておりますが、公費支出額は、1人当たり県立が約140万円に対し、私立が約35万円、公費格差は約4倍あります。他県に比べ、本県の支援は金額的に下回っている状況ではないかと思えます。

財政的に余裕があるとは思いませんが、鳥取県においては、本県より約10万円多い補助金額となっております。

また一方で、ICT教育の環境整備につい

て、国の補助制度はありますが、補助率が2分の1で初期の整備費用が巨額になるため、私立では整備が遅れている状況であります。

本県の私立高校の普通科教室は355ありますが、有線・無線LANの整備済み教室の割合は307教室の86.5%、無線LANに限りますと227教室の63.9%にとどまり、全国平均の92.9%、87.7%を大きく下回っている状況です。

このことを踏まえまして、県として、私立学校の経常的経費に対する補助の拡充やICT教育に対する支援について、どのように考えているのか伺います。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 県では、令和6年度に約44億円の予算を計上し、私立学校の学校経営の健全性を高めるとともに、魅力ある学校づくりを支援するため、人件費や運営費などの経常的経費への補助を行っております。

また、ICT教育につきましては、各学校において、国の補助制度を活用し、タブレット端末や通信環境の整備が進められており、県といたしましても、各学校への専門的人材の配置や、関係団体が行う教職員を対象とした研修事業への補助を実施しているところであります。

今後とも、それぞれの学校の自主性を尊重しつつ、私立学校教育の振興を図るために、必要な予算を確保し、効果的な支援に努めてまいります。

**○二見康之議員** 令和2年度から始まりました高等学校等就学支援金制度によりまして、子供たちが家庭の経済事情に左右されることなく、学校を自由に選択できる環境整備が進められております。

しかしながら、世帯収入590万円未満の世帯と590万円以上910万円未満の世帯とでは、年間約30万円の給付差が生じる制度となっております。

す。制度設計上、生じる問題ではあると思いますが、この差が、世帯の負担感が大きいため、経済的理由で入学を断念する最大の原因となっているようです。

本県の財政状況を考えますと、県単上乗せ補助制度の創設は容易ではないかもしれませんが、他県においては実施しているところもあります。

この国が行う私立高校生に対する就学支援金制度について、県独自の上乗せ補助を行うことはできないか伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 私立高校生に対する国の就学支援金につきましては、令和2年度に大幅に拡充され、保護者等の授業料の負担が大きく軽減されることとなりました。

一方で、この就学支援金につきましては、世帯収入に応じて段階的に支援額が定められており、収入区分を境に、教育費の負担に大きな差が生じているところであります。

この就学支援金制度につきましては、国において進められてきたものであり、支援額の見直しにつきましては、まずは国において制度の見直しが検討されるべきものと考えております。

このため、県といたしましては、全国知事会等を通じて、所得要件の緩和など、さらなる支援の充実について、引き続き要望を行ってまいります。

**○二見康之議員** 国のほうで、もうちょっとしっかり制度設計を考えてもらえればなと思いますし、現行法の下であれば、県としても対応を考えていただきたいなと思います。地域によって状況が違いますから、宮崎の家庭がどういう状況なのかも踏まえて、そこら辺も見ていただきたいなと思います。

このように私立学校には県の教育分野の非常

に重要な役割を担っていただいているんですが、知事は、私立高等学校が本県の学校教育に果たす役割、その重要性をどのように考えておられるのか伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 近年、少子化のさらなる振興やデジタル化の急速な進展、人々の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化しております。こういう中で、グローバル人材の育成、ICT教育の充実、いじめや不登校への対応など、学校教育に求められるニーズはますます多様化・複雑化しております。

このような中、本県の私立学校では、各学校の教育方針に基づき、スポーツや芸術、多様な職業教育などの特色あるカリキュラム編成により、児童生徒それぞれの特性や興味・関心に応じた学びの環境を提供いただいております。今後その役割はより一層重要になってくるものと考えております。

県といたしましては、引き続き多様な学びの場を提供するため、学校教育の一翼を担う私立学校に対し、今後とも様々な支援を行うことによりまして、本県教育の活性化と未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 県内も、都市部、町なかのほうと周辺の地域とでは状況も違いますから、そこら辺もしっかり見ていただきたいと思いません。

次に、専門学校支援について伺います。

まず端的に伺いますが、県は、専修学校・各種学校の役割についてどのように考えているのか、また、どのような支援を行っているのか伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 専修学校・各種学校では、医療や福祉、ICTなどの様々な分野のスペシャリストを育成するための専門

的な技術教育や様々な資格取得に向けた教育など、多様な教育が実施されております。

本県におきましては、専修学校35校、各種学校1校に約4,200人が在籍しており、卒業生の約6割が県内の企業に就職するなど、本県の産業を支える人材の育成に重要な役割を果たしているものと考えております。

このため県では、教育備品の購入等に要する費用や高等課程に対する人件費等の経常費の補助、加えて、学校を通じて世帯への授業料減免の補助を行っております。

今後、より多くの卒業生が県内に就職・定着し、地域経済の発展のために活躍してくれることを期待しております。

**○二見康之議員** 県内の若者の流出を防ぐ大変重要な役割を果たしていただいていることは御理解いただいていると分かりました。県としても人口減少対策にしっかり取り組まないといけない。この役割は本当に大きいと思います。

では、職業実践専門課程認定校に対する補助制度について伺います。

昨年9月に野崎議員が代表質問にて取り上げられますが、県は「県内就職率のさらなる向上等について、学校設置者と意見交換を行い、他県の状況も参考にしながら、支援の効果や必要性について検討していく」と答弁されております。その後、どのような検討がなされたのでしょうか。

九州各県では、令和3年4月時に、福岡、佐賀、長崎の3県が導入されておりましたが、令和5年12月の段階では、本県のみ導入されておられません。全国でも19都府県から35都道府県で導入され、令和4年度からは、国も特別交付税措置を取るようになされております。

職業実践専門課程を経た学生たちは、地域に

おける優れた専門的職業人材として貢献しており、大学等の教育機関が少ない本県にとって、専修学校等は、若者の流出、社会減対策において重要な教育機関であります。

この職業実践専門課程を有する専門学校に対して、県として補助を行うことができないか伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 本県の専門学校におきましては、その約3割に当たる11校26学科が職業実践専門課程の認定を受けており、企業と連携した実践的かつ専門的な教育が行われております。

職業実践専門課程は、その卒業生の約7割が県内に就職するなど、本県の産業人材の育成・確保に重要な役割を果たしているものと考えております。

職業実践専門課程に対しましては、他県の取組を参考にしながら、昨年度から認定を受けている学校設置者と支援の内容やその効果などについて意見交換を行っているところであり、必要な支援について引き続き検討してまいります。

**○二見康之議員** 総合政策部長にしてはちょっと仕事が遅いなというふうに感じるんですけども、担当の職員にいろいろと話を聞きましたが、しっかり時期を見て検討していただきたいと思います。

また、行政の情報とか検討内容等を学校側と共有しながら、しっかりと作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、物流の2024年問題への対応について伺います。

今年4月以降、トラックドライバーの時間外労働上限規制や拘束時間規制強化など従来の働き方ができなくなり、物流の停滞が懸念されて

いることは御案内のとおりです。この問題は、ドライバーの拘束時間が長くなり、長距離輸送事業者への影響が大きいと言われ、大消費地から遠方にある本県においては、海上輸送や貨物鉄道へのモーダルシフトによる輸送効率化などの取組により、その対策が講じられ、その有効性も業界から聞こえております。

一方で、モーダルシフトといった抜本的な対策を利用することができない近距離や中距離の輸送を担う運送事業者などから、物流の2024年問題に直面して大変困っているとのお話を伺いました。

例えば、都城から福岡の往復輸送を行っているところは、片道3時間半を要するため、往復で7時間、これに荷待ちや荷役時間を含めると、労働時間等の上限規制に抵触してしまいます。かといって、輸送距離やルートの関係からモーダルシフトは困難であり、これまで同様には輸送できる見込みがないため、事業そのものの存続すら難しいといった切実な声があります。

これまであまり注目されていませんでしたが、長距離輸送を担う運送事業者だけでなく、近距離や中距離の輸送網についてもしっかりと効率化を進める必要があることを忘れてはならないと思います。

そこで、物流の2024年問題を踏まえ、近距離や中距離の輸送を担う本県のトラック運送事業者に向けて、どのような支援を講じていくのか、県の考えを伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 労働時間の上限規制等が強化される中、運送事業者においては、従来の働き方からの改善が求められておりますが、モーダルシフトが困難な中距離事業者等では、荷主企業なども含めたサプライ

チェーン全体で物流の適正化・効率化に取り組む必要性が特に高く、荷主企業の荷待ちや荷役時間の縮減への対応が重要であります。

このため県では、県トラック協会と連携して、持続可能な物流構築のための総決起大会や啓発活動を実施し、荷主企業に対する理解促進を図っているほか、運送事業者には、今年度より、貨物用リフトやパレット導入、共同輸送といった課題に応じた輸送効率化を支援いたします。

今後とも、近距離や中距離の運送事業者の状況も注視しながら、持続可能な物流の実現に向けた環境整備を進めてまいります。

**○二見康之議員** 我が国の物流は、長距離、中距離、近距離といった様々なトラック運送事業が補完しながら維持されており、物流はインフラを支える産業の血液とも言われております。

トラック運送事業者が抱える問題は、経営規模とかだけでなく、運行形態や荷主との関係など、それぞれ事情が異なると思いますが、トラック協会などと連携しながら、きめ細かく支援いただき、本県の物流網をしっかりと維持していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

**○濱砂 守議長** 次は、山口俊樹議員。

**○山口俊樹議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、そしてネットなどを見ていただいている方々、感謝を申し上げます。

本日は、農業、教育、そして主に宮崎市との連携、そして県庁の組織と施設の在り方という大きく5つの大項目で質問させていただきます。通告に従って行っていきますが、皆さんが手持ちの資料においては、全ての質問項目が



記載されているわけではありませんので、分かりにくい点もあるかもしれませんが、御了承ください。

まず、農業についてです。

5月末に、国会にて食料・農業・農村基本法の改正法が成立いたしました。この基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、今回の改正は、法施行から約25年たったの本格的な初の改正ということもあり、大きな注目が向けられています。

本県においては、県域JAの発足など、農業を取り巻く環境も変化を始めていますが、食料・農業・農村基本法が改正されたことによる本県農業への影響についての見解を知事に伺います。

以上、壇上からの質問とし、以降は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今般改正された食料・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保や食料の適正な価格形成などを基本理念として規定するとともに、農業の環境負荷の低減の促進やスマート技術等を活用した生産性の向上などを基本的施策として位置づけております。

本県では、「持続可能で魅力あるみやざき農業の実現」を目標とする第八次宮崎県農業・農村振興長期計画を推進するとともに、今年度から本格展開するグリーン成長プロジェクトにおいて、生産性と持続性の両立による農水産業のさらなる発展に取り組むこととしております。今回の法改正は、こうした本県の取組を後押しするものと期待しております。

また、国は基本法の改正を踏まえ、令和7年3月の次期食料・農業・農村基本計画策定に向

けて、施策の具体化を検討していくことから、県としましては、その動きを注視しつつ、全国有数の食料供給基地としての自負を持って、基幹産業である農業の振興に取り組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○山口俊樹議員 本県の取組を後押しするものと期待しているという答弁でございました。前向きな答弁をいただいたと思います。

法改正に当たって、本県は具体的にどう対応するのか。先ほど知事の答弁の中でも教えていただきましたけれども、本県の農政の基本方針は、農業・農村振興長期計画というもので示されており、中間見直しは想定されておりますが、令和3年度から令和12年までの10か年の計画となっております。まだ、計画期間の途中ということでございます。

そこでお伺いさせていただきます。国の基本法改正及び次期基本計画の策定の動きを踏まえて、本県農政の基本指針である農業・農村振興長期計画を見直す考えはないか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(殿所大明君) 令和3年3月に策定いたしました第八次宮崎県農業・農村振興長期計画は、令和12年度を目標とする長期ビジョンと令和7年度を目標とする前期計画で構成されており、今後、令和8年度スタートの後期計画を策定することとしております。

後期計画の策定に向けては、前期計画の検証結果や改正基本法及び次期食料・農業・農村基本計画を踏まえながら、生産現場の実態に沿った検討が必要であると考えております。

このため、有識者等による議論はもとより、農業者や関係機関等と丁寧な意見交換を重ね、農業者が夢や希望を持って営農を継続でき、本県農業のさらなる発展につながる計画となるよ

う策定を進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 令和8年スタートの後期計画というのが一つのめどになってくるということなので、来年度をめどに中間見直しの作業が進められていくのではないかとということでございます。改定をチャンスと捉えて、これまでの既成概念にとらわれない議論をするとともに、関係者の方々からも丁寧に意見を聞いていただいて、実効性の高い計画がつくられることを期待しています。

続いて、教育、特に今回は学校の運営面の観点から質問していきます。

宮崎市の小中学校では、昨年度から今年度にかけて、学校指定品の見直しや教材の共有化、一緒に使っていくということですが、こうした学校で使用するものの見直しを学校ごとで進めていて、一定の効果が見られているようです。保護者の負担が軽減されてきているということでございます。

そこでお伺いさせていただきます。県立高校においても、保護者の経済的負担軽減を図るために、学校指定品の見直しや教材の共有化を行うことができないか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、制服や体操服、教材などの学校指定品等に関する取扱マニュアルを定め、教育活動における必要性や安全性、経済性等を十分考慮の上、選定や見直しを行うよう県立学校に通知しております。

このことを受けて、学校によっては、バッグや通学用靴の指定を廃止し、保護者や生徒の自由な選択を可能にするなど、見直しを行ったところもあります。

議員御指摘のとおり、保護者に対してのさらなる経済的負担軽減は重要ですので、今後、入

学時の購入品や教材の精選、制服のリユース、教材の共有化など具体例を示しながら、各学校に必要な応じて見直しを行うよう働きかけてまいります。

**○山口俊樹議員** 具体例を示しながら、これまで以上に働きかけていきますということでございます。

お話を聞くと、これまで見直しをしてくださいという通知は出されていたみたいなんですけれども、その結果どうだったのか、どんな取組をしているんですかということまでは追っていらっしゃらなかったというようなことも聞いておりますので、これを機に丁寧に対応をお願いしたいと思います。

続いて、業務効率化の観点から質問させていただきます。

県立高校の入試が近づくと、願書の提出ということで、大量の出願書類を先生が提出する様子を報道で目にすることがあります。こうしたものもデジタルを活用して効率化できないかということでお伺いしたいと思います。

県立高校入試におけるWeb出願システムの導入について、本県の状況並びに検討状況を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立高校入試におけるWeb出願システムにつきましては、システムの導入並びに運用において、費用面での課題がある一方で、提出書類のデジタル化や電子決済サービスの活用など、教職員だけでなく、出願する受験生や保護者にとっても、手続を簡素化・効率化できるメリットがございます。

本県におきましても、令和5年度に既にシステムを導入している他県の教育委員会の視察を行うなど、調査研究を実施してまいりました。全国的に導入や検討が進められている状況を鑑

み、引き続き研究を続けてまいります。

**○山口俊樹議員** メリットについては理解して  
いて調査もしているんだけど、導入には  
至っておりませんということでございました。

導入、運用のコストというのが一つ、大きな  
壁となっているようです。お話を伺うと、数千  
万単位のものがかかるということでございま  
すが、こうした案件こそ、ぜひ宮崎におい  
ては、官民連携でコストを抑えたり、宮崎  
の企業がほかの自治体で稼ぐためのシ  
ステム開発に協力していくというよう  
な姿勢を持っていただきたいと思いま  
す。

そして、さらにこのWeb出願システムにつ  
いていろいろと調べていくと、出願シ  
ステム導入には、システム以外にも壁  
があることが分かりました。それは  
手数料、いわゆる受検料の支払い  
方法が、都道府県が発行している  
収入証紙に指定されているという  
ことでございます。支払い方法も  
紙前提ですので、こちらを改善  
しないと、Web出願システムの  
導入は進みません。

この収入証紙においては、他の自治体では、  
高校入試に限らず、多様な支払い方法だ  
ったり、支払いのキャッシュレス化を  
進めるに当たって、廃止を行って  
いる都道府県も出てきています。

そこでお伺いします。公金収納の  
キャッシュレス化を進めるに  
当たって、収入証紙を廃止した  
都道府県も増えてきているよう  
ですけども、本県において収入  
証紙の取扱いについてどう考  
えているのか、会計管理者に伺  
います。

**○会計管理者（米良勝也君）** 全国では、  
キャッシュレス決済の普及など  
に伴い、7都府県が収入証紙を  
廃止しております。

本県では、738項目の使用料  
及び手数料等を取

入証紙により収納しておりますが、  
現在、公金収納の多様化を進  
めているところであり、例え  
ば昨年度からは、県税以外の  
収入においても、財務会計シ  
ステムで作成する納付書にバ  
ーコードを印字し、コンビニ  
収納や一部のスマートフォン  
決済による収納も可能とし  
たところであります。

今後も県民の利便性向上の  
観点から、収入証紙の在り  
方の検討も含め、キャッシュ  
レス決済などの公金収納の  
多様化に向けて、関係部局  
と連携し、さらなる取組を  
進めてまいります。

**○山口俊樹議員** これから検討を  
スタートさせますという  
ことでございます。

私も先日、免許の更新に行  
った際に、収入証紙を買わ  
せていただきましたけれど  
も、収入証紙である必然性  
というのはないのかなと感  
じたところでもございま  
した。

Web出願システムの導入  
のように、他の事業に影  
響することも今回明らか  
になりましたし、県民の  
利便性向上のためにも  
検討のスピードをぜひ  
上げていただければと思  
います。

続いて、学校運営の人材  
の面から1問伺いた  
いと思います。

学校には、教師の方以外  
にも学校事務職員さん  
がいらっしゃいまして、  
学校運営に重要な役割  
を果たされています。こ  
の学校事務職員さん  
ですが、かつては枠を  
設けて採用を行って  
いたようです。今は  
一般行政職と一括して  
採用を行う形式を取  
っているようですけ  
れども、それで採用  
とか業務に支障がな  
ければいいんですが、  
統計とかを見ると、  
宮崎は全国におい  
ても学校事務職員  
の臨時的任用職員  
の割合が非常に高  
なっています。本来、  
正規職員とすべき  
ところが採用でき  
なかつたとか、人  
がいないから臨  
時的になっている  
んじゃないかなと  
心配してしま

うところです。

そこで伺います。学校事務職員について、臨時的任用職員の割合が高い状況のようですが、今後どのように学校事務職員を確保していくのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県では、全ての公立学校に必要な事務職員を配置しておりますが、臨時的任用職員の割合は約3割と全国でも高い状況でございます。

一方で、学校事務職員には、専門性を備えた優れた人材の確保が求められております。このため、平成29年度より、県職員採用試験大卒程度、一般行政区分の中から、県教育委員会による採用を開始しております。

また、小中学校では、複数校の事務職員で組織する共同学校事務室において、適正な事務処理とOJTによる資質向上を図っております。

今後も、教育委員会による採用や資質向上の取組を進めることで、学校事務の中核となる職員を確保・育成してまいります。

**○山口俊樹議員** 臨時職員さんの割合が3割で全国的に高いですよということは同意できるかなのかなと思います。今後どうやって確保していくのか、そもそも確保できているのかという点については、具体的な言及がなかったかなと私、感じましたので、問題がない、もしくは必要採用数というのがそもそも確定できていないので、回答が難しい状況なのかなというふうに推察したいと思います。

学校事務職員に求められている役割が持続可能性を持って果たされていくよう、今後の対応をぜひよろしく願いいたします。

この件は本田議員が問題意識をお持ちのようですので、本田議員の議論にバトンを渡していきたいと思います。

この項目の最後の質問でございます。

昨年の11月議会にて、高校入試において、生理による体調不良は追試対応になるのかという質問を行いまして、その結果、そもそも宮崎県は追試・追検査制度がない、他自治体に比べて受検機会が担保されていないんじゃないかということが明らかになりました。

当時は、追検査については、宮崎県も他の自治体の状況を把握していなかったようですが、質問の翌週ぐらいでしょうか、文科省が公立高校の選抜試験の状況調査の結果を公表したんですね。

教育長も御覧になったと思いますけれども、令和6年度における試験当日の体調不良者等への選抜試験対応について、学力検査による追検査は41都道府県が実施予定、小論文とか面接での追検査を入れると、さらに増えて43都道府県が追検査的なものを実施予定と。さらに、書類選考などの試験によらない形の追検査を入れると、宮崎県以外の46都道府県が何らかの形で受検機会の確保策を実施予定となっていました。

アンケートの設問に対する答え方の問題もあるかと思いますが、宮崎県だけ調査表に実施予定の丸がないという一覧表が出てしまっています。宮崎もぜひ追検査の準備をしてあげましょうよ。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。今後の県立高校入試における追検査の実施についてのお考えを伺いたいと思います。実施されますか、されませんか、お願いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 病気やその他やむを得ない事情で、検査当日に受検できない受検者に対し、受検機会を確保することは重要であると考えております。

これまで本県の県立高校入試では、検査当

日、やむを得ない事情で受検できない場合には、当該高等学校長が検査に代えて、受検者の不利益にならないよう適切な対応を行ってまいりましたが、現在、県教育委員会といたしましては、令和7年度の県立高校入試での追検査の実施について検討を進めております。

**○山口俊樹議員** 令和7年度入試、今年度を実施される入試から追検査を実施する方向で恐らく検討されているということだと思います。受検生の皆さんのために、チャンスをぜひ確保していただきたいと思ひますし、実現していただきたいと思ひます。

ただ、私、もともとは生理による体調不良が追試対応になるのかというところが問題意識のスタートでございますので、追検査導入される前提でお話ししますけれども、今後、運用ルールを定める中で、そちらの対応もしっかりやっていただきますよう重ねてお願い申し上げたいと思ひます。

続いて、基礎自治体との連携について伺います。

まず、宮崎市の木崎浜についてでございます。こちらは、サーフスポットとして非常に注目、有名になっていまして、宮崎市もポテンシャルのあるエリアだとして期待しているようです。もちろん宮崎県にとっても大事なエリアだと思ひます。

そこで、知事にお伺いいたしますが、木崎浜サーフスポットを県の観光資源として、どのように捉えていらっしゃるのか伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 木崎浜は、2019年に東京オリンピック出場選考を兼ねた国際大会ワールドサーフィンゲームスが開催されたほか、今年9月に予定されております全日本サーフィン選手権が大会史上初めて3年連続で開催される

など、国内屈指のサーフスポットとなっております。よい波に恵まれていること、宮崎空港からのアクセスのよさ、さらには、広い海岸線により複数の競技会場を同時に設営できるなど、強みを持っております。

こうした大規模大会の開催等によりまして、サーフスポットとしての知名度が高まることで、年間を通じて県内外からおよそ21万人の方々の利用があります。10年前と比べると数万人程度大きく伸びておりまして、宿泊や飲食をはじめとした経済効果も大きく、本県の観光振興を図る上で大変重要な観光資源と考えております。

また、来月には青島地区に大手サーフショップが出店予定と伺っており、新たなにぎわいの創出が期待できることから、木崎浜の観光資源としての価値がより一層高まるものと考えております。ワーケーション、二地域居住、移住、そういったところへの可能性も大きく広がってまいります。

県としましては、引き続きサーフィンを活用した誘客や大会誘致に取り組み、「サーフィンの聖地みやざき」として、確固たる地位を築いてまいります。

**○山口俊樹議員** 「サーフィンの聖地みやざき」の地位確保のためにも、大変重要な観光資源だという御答弁をいただいたと思ひます。

では、そのサーフスポットに行くための道がどういう状況か皆さん御存じでしょうか。簡単に言うと、非常に狭い。聞くところによると、この道はそもそも河川を管理するために設置されている道路で、観光とかスポーツとか、そういったものを想定していない道のようなのです。重要な観光資源に続く道ですから、例えば道路幅を拡張するなどの改善が必要だと思ひます。

そこで伺います。木崎浜サーフスポットへのアクセス道路について、さらなるサーフィンでの誘客を図るために改善が必要だと思いますが、見解を商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 木崎浜は、大規模大会の開催や県内外から多くのサーフィン愛好者が訪れる、本県を代表するサーフスポットであります。

これまで県では、ビーチ沿いの道路拡幅やサーフィンセンターの整備など、木崎浜のサーフィン環境の改善に取り組んできたところですが、一方で、アクセス道路は狭く、車両の離合が困難であることなど、議員御指摘のとおり、その改善が大きな課題と認識しております。

県としましても、今後さらなるサーフィンでの誘客を図るため、引き続き、地元宮崎市や関係部局とともに、こうした課題の改善に向けて協議を進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 改善が必要だという問題意識は一緒なので、宮崎市などと協議していきませうということでございました。具体的なスケジュールが出なかったのはちょっと残念なんですけれども、市にも話を聞いたところ、同じように課題意識を持っていましたので、早期に改善が実現されることを期待したいと思います。

続いて、宮崎市にある県体育館について伺います。

この体育館は国スポ後に体育館としての用途を廃止の方向性ということでございますが、私の理解ですと、県体育館をはじめとする県有施設等の用途廃止後の利活用につきましては、用途廃止の意思決定の後に県庁内にて利活用の検討が進められ、県庁での活用がないと判断された後に市町村などへの活用意思の確認、そしてその後、民間等への譲渡などといった段階を踏

んで検討がなされるものと承知しております。

そこでお伺いいたします。県体育館の今後の利活用について、現在の検討状況及び検討スケジュールはどのようになっているのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 宮崎市にあります県体育館は、令和9年に本県で開催される国スポ・障スポ大会まで活用した上で、令和10年4月までに廃止することとしております。

現在、用途廃止までのスケジュールを検討しており、そのスケジュールにつきましては、令和7年度から8年度にかけて、まずは教育委員会内において活用の有無を検討し、次に県庁内の他部局への活用の意向照会を行うとともに、アスベスト調査等を進め、令和9年度には、不動産鑑定評価等の実施を想定しております。

**○山口俊樹議員** まだ県庁内での利活用を検討している段階ですということでございます。

ただ、何年度までに何をやる予定ですよという具体的スケジュールについては出していただきませんでした。現時点では、県がどうするのかということをはっきりさせないと、市町村がどうこう言えるときではないのかなと。価値も分からないという状況でございますので。今の答弁だと、そのスケジュールで大丈夫なのかなと心配しているんですけども、用途廃止後にスムーズに利活用につながっていくように、庁内での検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて道路についてでございます。

宮崎市には、建設中の県道宮崎西環状線という道路がございます。かなり出来上がっているんですけども、古城工区という場所が、平成20年の事業開始から10数年経過しても、まだ完成が見えていない状況でございます。

そこで伺います。県道宮崎西環状線古城工区の進捗状況と今年度の取組について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県道宮崎西環状線は、市街地の渋滞緩和や利便性の向上を図るための道路で、これまでに平和が丘から北川内町に至る延長約10.6キロの整備が完了しております。

議員お尋ねの古城工区につきましては、北川内町から古城町までの全体延長約1.2キロについて、平成20年度から整備を進めており、これまでに国道269号付近の改良工事や古城川を渡る橋の橋脚工事等に着手し、昨年度までの進捗は、事業費ベースで約3割となっております。

また、今年度は、事業費約8億円で、用地取得や県道宮崎田野線をまたぐ橋の橋台工事等に着手することとしております。

今後とも、地元の皆様の協力をいただきながら、古城工区の整備にしっかりと取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 今年度は約8億円の予算をつけて事業進捗をしますということでございます。地元だったり相手がいることではありますけれども、事業開始から時間を経過していますので、引き続き早期開通に向けて努力をよろしくお願いいたします。

続いて、二地域居住について伺います。

5月に広域的地域活性化基盤整備法が改正され、二地域居住の促進策が盛り込まれました。二地域居住については様々な定義があるようですけれども、今回ここでは、都市部と地方の双方に生活の拠点を持つという広めの定義で議論したいと思っております。イメージしやすく言うと、半分東京、半分宮崎で生活していますみたいなことです。

そこで、総合政策部長に伺います。さきに述べた法改正によって、県は二地域居住を推進するための施設整備計画を作成できることとなりましたけれども、宮崎県の考え、対応について、どのようにするのか伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 人口減少が進む中、二地域居住は、新たな人の流れを創出し、関係人口を拡大するとともに、将来の移住にもつながる有効な取組であると考えております。

議員御質問の県の整備計画につきましては、二地域居住推進のためのハード整備を行う場合に必要となりますことから、現時点では作成する予定はありません。

県としましては、市町村や関係団体等の意見を伺いながら、二地域居住推進のための居住環境や拠点施設の整備が必要となる場合には、整備計画の作成を行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 計画策定はしませんということでございます。

この計画は、答弁にあったとおり、ハード整備の補助金を得るための主と言われますので、私も補助金利用の予定がなければわざわざつくる必要はないのかなと思っています。

ただ、私は、二地域居住という概念は、既存の自治体の形を変える可能性を持っているというふうに感じています。

テレワークで働く場所は柔軟になりまして、手続などのデジタル化で行政手続は簡素化され、東京一極集中に対する問題意識も広がっています。今や地方で仕事をする際に、オフィスという場所がなくても、人さえいれば、そこはその企業の支社になると。企業誘致の形というのも変わってくるでしょう。学校だって、学習の進捗管理ができるならば、季節とか体験した

いことで転校することが当たり前になるかもしれません。

そんな動きが出てくると、税制においても、法人税やら住民税やら誰に課税してどこに払うのか、そんな議論が出てくる。住民の定義が変わってくる。自治体の再定義が始まるというふうに思っています。10年、20年先の自治体をどうやって描いて、宮崎はどんな自治体の形を目指すのか、二地域居住の概念はそうした問いかけをしているんじゃないかなと感じています。

目の前の補助金を得ることはもちろん大事なんですけども、こうした法改正を市内において未来を議論する機会としていただきたいと思っています。

続いて、マイナンバーカードについて伺います。

12月にマイナ保険証が本格運用される予定です。まず、先日の永山議員の質問でもございましたけれども、宮崎県内における各医療機関等のマイナ保険証利用のためのカードリーダーの稼働状況を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** マイナ保険証を利用する際に必要となるカードリーダーは、4月末時点で、病院の97.7%、医科診療所の92.6%、歯科診療所の93.8%、薬局の98.6%で利用可能です。医療機関等の全体では95.1%であり、全国第1位です。

**○山口俊樹議員** 先日、カードの保有率も日本一ですという答弁が脇谷議員の質問の際にありましたけれども、マイナ保険証のためのカードリーダーについても日本一ということで、関係者の協力が得られているんだなということがよく分かります。

私は、このマイナ保険証については、防災の観点、避難所においてスムーズに病歴や薬の状

況を把握するとか、そういったことに効果を発揮するのではないかなと期待しています。

そこで伺います。避難所におけるマイナンバーカード及びマイナ保険証の活用について、県としてどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 避難所でのマイナンバーカード活用は、昨年度改正の国土強靱化基本計画の中で新たに打ち出されたデジタル活用の一例として示されており、効果的な手段の一つと認識しております。

県内では、令和4年度に都城市が、避難者情報の共有化や職員の負担軽減を目的として、このカードを活用した避難所システムを約3割の避難所に導入し、そこでは受付時間が大幅に削減されるなど、高い効果が現れていると伺っております。

現在、国においては、このカードによる避難者情報把握システムの標準仕様書を策定するなどの動きが見られることから、県としては、先進自治体や国の動きを注視しながら、避難所での活用について、市町村と意見交換してまいります。

**○山口俊樹議員** 国、先進自治体の状況を確認していくということでした。

カードの保有率日本一であるんだったら、その活用についてもトップランナーであってほしいなと思います。今後、マイナンバーカードのiPhoneへの搭載なども予定されているようなので、使いやすく便利な活用の広がりに期待しています。

続いて、昨年度、質問した内容の進捗を確認いたします。

まず、地域生活支援補助金についてです。

これは、市町村が行う障がい者支援に関する



事業に対して、総事業費の国が半分、県が4分の1を上限に補助ができるというものです。現状の補助額は、国が総事業費の約3割、そして県が国の補助額の半分程度にとどまっています、市町村の負担が大きくなっているため、これは十分な補助をすべきだ、上限までしっかり補助してほしいと、昨年より申し上げます。

ただ、今年度の予算においても、これまでに準じた国の補助の半分程度の予算計上となりました。

そこでお伺いします。地域生活支援事業を実施する市町村に対する県の補助額について、国補助額の2分の1としている根拠及び補助事業に係る予算の在り方を見直す考えはないか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 市町村が実施いたします地域生活支援事業は、国が市町村の事業費の2分の1以内を、都道府県が4分の1以内を補助することができるとされておりますけれども、本県では、国の補助額の2分の1を市町村に補助しております。これは、全国的にも39の都府県が同様の補助としておりますことや、本県の脆弱な財政基盤を踏まえたものでございます。

県単独の予算措置は困難な状況ではありますが、地域生活支援事業に係る市町村の事業費は年々増加傾向にありますことから、県としては、各県と連携・情報共有しながら、国に対し、引き続き十分な財政支援措置を要望してまいります。

**○山口俊樹議員** 多数の都府県が国の2分の1だし、ない袖は振れないので、県独自の増額は難しいですよ。これは意見の相違なので、なかなか落としどころがなさそうだなと話をしていっているところですよ。

ただ、今年度は、昨年よりは増えて、国の補助額の2分の1以上を確保いただいたみたいですので、この最低ラインを守っていただきたいということと、国への要望も、これまでのやり方にとどまらず、国の予算の増額が実現できるような形で工夫していただきたいと思います。

続いて、ひとり親家庭医療費助成事業についてでございます。

この医療費助成については、現物給付と償還払いという手法がありますが、どちらを選択するかを判断するのは、最終的には市町村、基礎自治体だと思います。

私は、どちらの手法を選ぼうと、宮崎県としてひとり親家庭の医療費をしっかり補助することが大事だというふうに思っています。今、県は、現物給付にしている市町村には、その分の補助をしていませんよね。

そこでお伺いいたします。ひとり親家庭医療費助成事業における外来受診の現物給付を補助対象に加えられないか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 本県のひとり親家庭医療費の入院外の部分につきましては、償還払いを補助対象としておりまして、宮崎市、都城市、三股町が現物給付で運用している部分につきましては、補助対象外となっております。

また、この医療費について現物給付を対象とするよう、市長会や町村会、また宮崎市などから要望を受けておるところでございます。

このようなことから、昨年度は市町村との意見交換やヒアリングを実施いたしました。その結果、医療費の審査支払機関への手数料に対する経費負担の増加、また、複数の医療機関を対象者が受診された場合の自己負担額をどのよう

にするか、取扱い等について課題が出されたところでもあります。

県といたしましては、現物給付化がひとり親家庭の負担軽減につながることは十分に承知しておりますけれども、整理すべき様々な課題がなお存在しておりますことから、引き続き市町村とともに検討を進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 非常に厳しい答弁でした。

先日、黒岩議員への答弁で、県の補助額がこの10年で3,000万円ほど減っていると、その理由は、ひとり親が減っているからだという趣旨のものがございました。私、これは正確ではないかと思っております。宮崎市などが現物給付にしたので、県が補助対象としているひとり親が減ったことが、大きく補助額が減った要因ではないかと思っております。それが実情じゃないかと思っております。

この医療費助成の件に関しては、私、納得できません。ひとり親のためにと現物給付にしている宮崎市、都城市、三股町を、県は医療費助成の一部対象外としている。これは正しい状況なのかなと疑問を持っています。これについては引き続き取り上げていきますし、今回はいたしませんけれども、次の機会では知事にもしっかりとお考えを聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、今議会では、外国人人材の確保などがよく取り上げられておまして、これから外国人が増えてくることが想定されます。

ここで私からは、宮崎市などが窓口にもなっている生活保護と外国人の関係について、1問伺いたいと思います。

外国人の生活保護の取扱いと全国と本県の状況について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 生活保護法

における外国人の取扱いにつきましては、厚生労働省の通知に基づきまして、国民に対する生活保護に準じて、必要と認める保護を行うこととなっております。

申請時には、在留カードまたは特別永住者証明書を提示する必要があります。

外国人の生活保護の受給状況は、令和6年2月時点で、全国では約4万7,000世帯約6万5,000人、本県では25世帯35人となっております。

**○山口俊樹議員** 一定の前提条件の下で、ルールに基づいて支給していますということでした。

外国人の生活保護には様々な意見がありますが、私は生活保護という仕組みに当てはめていくのは無理があるのかなと感じています。今後、外国人が増えていく中で、その保障などをどう担保していくのか。生活保護の窓口のように、最終的に住民の方と触れ合う自治体から、その必要性や課題について国に伝えていくことも必要な時期に来ているんじゃないかなと感じているところです。

次が、基礎自治体との連携という項目での最後のテーマになります。

昨年、宮崎港にある分譲地の多くが約30年売れていないということを取り上げました。1年たちましたが、どうでしょうか。宮崎港分譲地に関する昨年度の問合せと売却状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 宮崎港東地区の分譲地につきましては、これまで総面積16万平方メートルのうち、約7割に当たる約11万平方メートルに23の企業が進出しております。残る約5万平方メートルの売却に向け、県内外の企業を対象にセールスを行っており、昨年度は、県内企業5社、県外企業12社から問合せを

いただき、現在、このうち1社と売却に向けた協議を行っております。

○山口俊樹議員 いろいろと問合せがありました。ただ、昨年も5万平米残っていて、今年も同じ状況なので、実際には売れなかったということなんだろうと思います。

聞くところによると、基本は、情報を出して、問合せを待っているという状況で、自ら営業をかけていくというような形ではなかったようです。営業のノウハウがないということであれば、手数料はかかりますけれども、不動産業者さんなどの力を借りることも検討すべきではないでしょうか。実際に、県の不動産の売買の際には、仲介事業者を活用した例もあると聞いております。

そこでお伺いします。宮崎港分譲地の売却を進めるため、今後どのように対応していくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港分譲地につきましては、早期の売却に向け、物流事業者などへの企業訪問を行うとともに、県内外で開催する港湾セミナーでのPRやホームページによる情報提供等に取り組んでいるところで

す。今後は、これらの取組をさらに強化しますとともに、議員御指摘の不動産業者による仲介も売却を促進する有効な手段となることから、関係団体と協議を行うなど検討を進めてまいります。

また、企業訪問などの際、複数の企業から問合せがありました分譲地の貸付けにつきましても、早期の利活用を図る観点から、併せて検討してまいります。

○山口俊樹議員 仲介事業者の活用の検討、さらには、分譲だけじゃなくて貸付けという形で

の活用も新たに考えていますということでございました。活用に向けての、売却推進に向けての前向きな答弁でございますので、結果が出るまでしっかり頑張っていたいただきたいと思いますし、私も引き続き応援するというか、追っていききたいというふうに思っております。

続いて、県庁の組織の在り方について伺います。

まず、採用についてでございます。

常任委員会などで話を伺うと、技術系のみならず、事務系職種でも2年連続で採用予定者数を割ってしまうなど、県庁職員の採用や人員確保が難しい、厳しい状況になっているようです。

そこで、知事にお伺いいたします。職員採用は厳しい状況、さらには若手の早期退職ということも間々ある中で、県庁の業務体制を維持するため、必要な人材確保にどのように取り組むのか、考えをお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県政を進める上で、人材確保は極めて重要な課題であります。

職員採用に当たりましては、私自ら受験者に向けてプレゼンを行い、県庁で働く魅力、さらには宮崎県で暮らすことの魅力などの発信を行っております。

最近、県外出身の方で、その話に接することで興味を持って県庁に就職した、そういう職員からの話も聞いて、手応えも感じたところではありますが、近年、職員採用が厳しさを増す中、必要な人材を確保していくためには、県庁が若者にとって、やりがいを感じ、自ら成長できる働きがいのある職場であること、またワーク・ライフ・バランスを実現できる働きやすい職場であることが重要であります。

このため、職員が関心のある業務に自ら応募ができる庁内公募制度やスキルアップのための

資格取得サポートなど、キャリア形成に対する支援に加え、OJTを含めた各種研修の強化など、職員の意欲や資質の向上を図る取組を行っております。

また、テレワーク環境の整備や時差出勤のほか、育児や介護との両立を可能とする休暇制度の充実など、職員のライフステージに応じた柔軟な働き方も推進しているところであります。

今後とも、魅力ある職場づくりを推進し、積極的に発信していくことにより、将来の県政を担う人材の確保に努めてまいります。

**○山口俊樹議員** 人材確保は根幹なので、あらゆる策を打っていきますよということでございました。

では、具体的にどうするのか。採用を増やすためには、まず受験者数というか、応募者を増やさないとはいけません。職員採用試験の受験者確保に向けた広報活動について、人事委員会委員長に伺います。

**○人事委員長（佐藤健司君）** 人事委員会では、職員採用ホームページやSNSを活用し、試験情報やPR動画の配信等を積極的に行うとともに、民間の就職情報サイトなど様々な広報媒体を活用して、受験者の確保に取り組んでいます。

また、高校生や大学生の早い時期から県の仕事に関心を持ってもらうため、その魅力などを紹介する就職ガイダンスの開催をはじめ、九州内外の大学等が主催する説明会への参加や、若手職員が県の仕事を紹介する県庁ナビゲータに取り組むとともに、中高生を対象に出前講座も実施しております。

今後とも、インターンシップ等を実施する知事部局などの任命権者との連携を密にしながら、より効果的な広報活動を行うことで、新た

な受験者の掘り起こしに積極的に取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 様々な取組をされていることがよく分かりました。

今は民間企業と同じような形での試験も取り入れられて、受験しやすくなっているようです。人材確保の競争相手が他の自治体から民間企業へと変わっていているということをより意識していただいて、さらに前例にとらわれない取組を期待したいと思います。

今朝、清山市長のX（旧ツイッター）を拝見したところ、宮崎市役所では、カムバック採用というような形で、一度市役所等を辞められた方に、数年の経験があれば、また戻ってきてもいいですよ、採用しますよというような形での採用も始めているみたいです。いろんな採用の在り方があるんだなということを思ったところでございます。ぜひそちらのほうも検討してみてくださいねと思います。

次に、現在の組織の人員確保について伺います。

育休などの推進によって、年度当初の予定と人員数がずれることが昔より増えるのではないかと想定しています。

そこでお伺いいたします。育児休業や精神疾患による休職など、長期に職員が不在となる所属の負担を軽減するために、どのような対応をしているのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 職員が育児休業や精神疾患による休職などにより、長期に不在となる場合には、まず不在となる期間、業務への影響及び長期不在となる職員に代わって業務に当たる職員の負担の程度等について、所属に確認を行います。

その内容を踏まえ、人事異動による補充職員

の配置をはじめ、会計年度任用職員の任用や担当制の活用により、所属内での配置変更を行うなど、業務執行体制を確保しております。

**○山口俊樹議員** ちゃんと確保していますということでございます。

ただ、これは非常に難しい課題で、組織の柔軟性をどう持たせるのか、答えはないんじゃないかなと思っています。休む方も周りの方も安心して仕事ができる環境整備を、様々試しながらでいいと思いますので、やっていただきたいなと思います。

続いて、働き方について2問、私、市議時代に市役所の出退勤管理について質問したことがあります。当時の市役所は出勤をどう確認していたか、上司の目視だったんですね。さすがにそれはということで、デジタルツールを導入してもらいました。県庁はどうなのでしょう。出退勤管理にデジタルツールを用いる自治体も出てきていますけれども、県の出退勤管理の方法とデジタルツール導入の予定の有無について、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 県における出退勤管理については、所属長等が現認することを原則としつつ、必要な場合には、パソコンの使用時間の記録との照合等により確認を行っております。

現時点では、ICカードや生体認証の活用など、デジタルツールの導入は予定しておりませんが、今後のテレワークやフリーアドレスなど、多様な働き方の推進に向けて、他の自治体の取組も含め、情報を収集してまいります。

**○山口俊樹議員** 基本は目視ですということでございます。働きやすさとか働きたい環境というのは、地味にこうした小さなことの積み重ねかなと思っています。出勤したら上司の見える

ところにいなきゃいけないと考えるのもちよつとなと思うので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

この項目、最後の質問でございます。テレワークについてです。

コロナが5類に移行されて約1年がたちました。コロナ禍によってテレワークが進んだというのは事実ですし、働き方の一つとして、今後も可能性を秘めたものだと私はと思っています。

そこで、コロナ後における庁内のテレワークの現状と取組について、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** テレワークのうち在宅勤務は、新型コロナ対策として接触機会を減らすため、知事部局において令和2年度から開始し、令和3年度は年間1万回を超える実績がありましたが、5類移行後となる令和5年度は約2,500回となっております。

昨年度実施した職員アンケートによると、在宅勤務をさらに進めていくには、書類の電子化や電子決裁の拡充が必要であるとの意見が多く寄せられており、来年度から電子決裁機能を有する文書管理システムの運用を開始することから、今後の在宅勤務の利用拡大につながるものと考えております。

テレワークは、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方に有効な手段であり、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与することから、引き続き積極的な活用を促してまいります。

**○山口俊樹議員** 在宅勤務の回数は減っているんですけれども、積極的な活用を促進していきますということでした。

来年度から電子決裁も運用開始予定ということでございます。私、市議時代に電子決裁の導入を非常に強く訴えてきたんですけれども、いろんなルールの面などで、なかなか難しいとい

う回答がずっと来ていました。ぜひ導入後は基礎自治体のほうにも県の取組を展開できるように、情報共有をお願いしたいなと思います。

さて、続いて、県有施設の活用についてでございます。

まず、県総合運動公園について伺います。

皆さん、野球のキャンプは行かれましたでしょうか。私も今年はインターンの学生と平日に行って、そこでちょっと驚いたというか、気になったのが、駐車場が無料だったんです。うれしいんですけども、県外の方も多く来るキャンプで、これはどうなのかな、外貨を稼げるときには取るべきじゃないかなと思います。

そこで伺います。県総合運動公園の駐車料金について、プロ野球のキャンプだったりとか大型大会の実施時などは有料とするなど、平日も含めた、メリ張りをつけた料金体系とすることはできないか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県総合運動公園の駐車場料金につきましては、公園の利用促進と運動公園全体の収入増加を目的として、現在は、平日は無料、土日祝日は有料と、曜日によって分けております。

これまで、プロスポーツチームのキャンプ日やフラワーショーといった大型イベントの開催日は、平日でも有料とした経緯もありますが、今後の料金設定につきましては、収入確保の観点からも、他県の状況等も調査し、関係部局等と協議を行い、メリ張りをつけた料金体系を含め、検討してまいります。

**○山口俊樹議員** メリ張りをつけた料金体系を含め、検討してまいりますということでございます。

情報をいただくと、キャンプ時、春と秋にありますけれども、現在、有料にしている土日だ

けで800万円近い収入があるそうです。平日は人が少ないとはいえ、100万単位の収入増は見込めるんじゃないかなと思っております。いただくべきときはきちんともらうという姿勢は大事だと思います。

その観点から、もう1問、今回、最後の質問になります。

物価などが上がって、県有施設全体において、管理費だったり修繕費が上がりつつありますけれども、使用料については据置きという状況が見受けられます。これは果たして平等なのかと。維持管理に対する利用者の負担割合、利用料における受益者負担率というのは非常に減っているんじゃないかなと言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。物価高騰等によって施設の管理料が増加傾向にある中、受益者負担の観点から使用料にしっかりと価格転嫁すべきだと考えますが、県の考えを総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 芸術劇場や国民宿舎、各種スポーツ施設など公共施設の使用料については、受益者負担の観点から、物価の動向や九州各県における類似施設の状況等を踏まえ、毎年度、全庁的に見直しに取り組んでおります。

一方、議員御指摘のとおり、委託料や修繕費、光熱水費などの施設の管理料は、近年、賃上げや物価高を背景として急激に増加しておりますので、これらの動きをしっかりと把握した上で、適時適切に使用料へ反映し、住民間の負担の公平性を保つとともに、安定的な施設運営につながるよう努めてまいります。

**○山口俊樹議員** 適時適切に使用料に反映して、公平性を保つ努力をしますと。

私も当然安いほうがいいんですが、維持管理

に必要な経費はきちんと算出して、適正な利用料を求める。利用促進とか地縁団体や福祉的配慮が必要な場合、老人クラブとか、そういう団体さんとかあるのであれば、料金の減免等に対応するなどが基本的な形じゃないかなと私は思います。

また、実務上、使用料などは条例改正が必要であったりとか、指定管理者の選定と密接に関わっていて、簡単にできるものではないですよ。だからこそ、庁内でルールや仕組みを整えて、料金の見直しがしっかりと実務上もできるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

今回も様々な分野で質問いたしました。動いていただけそうなもの、まだまだ意見の相違があるものもございますが、丁寧に向き合っていたと思います。感謝申し上げます。

最後にちょっとだけ、10日ほど前に、前々職の先輩、後輩が宮崎に来て、意見交換をする機会がありました。私の前々職は、東京を世界一の都市にしようということを本気で思っている企業です。私も本気で思っている企業です。私も本気で思っている企業です。

最近、東京一極集中に対して問題意識が広がっていて、私もそれは課題だなというふうと同じ思いはあるんですが、一方で、我々宮崎、地方側から見たときに、東京に負けないまちをつくらうとしてきたのかと。東京に本気で勝とうとしてきたのかと。国に求めるものは求めながら、自分たちをただ褒めたり魅力を述べるだけでなく、足りないものややるべきものはしっかりとやる姿勢は大事にしなきゃいけないと話をしながら感じたところでございます。

この宮崎を本気でどこにも負けない都市にし

ていくために頑張るという決意を改めて申し上げて、私の質問の全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

三村明夫日本製鉄株式会社名誉会長を議長にして、昨年7月、人口戦略会議が発足しました。

日本は本格的な人口減少時代に突入した。現在の基調が変わらない限り、1億2,400万人の人口は、2100年には6,300万人に半減すると推計されている。こうした未曾有の事態を眼前にして、このままでは日本経済は縮小スパイラルに陥り、国富を失い続け、社会保障の持続性が大きく損なわれていくのではないかと。また、国際的な地位は低下し続け、小国として生きるしかないのではないかと。我が国の将来に対して、こうした不安を抱く人は多い。

私たちは、このような歴史的な転換期にあって、ただ、少子化の流れに身を任せていいのだろうか。今ここで行動を起こさなければ、日本とその国民が人口減少という巨大な渦の中に沈み続けていくことは明らかである。このような基本認識を共有する有志が個

人の立場で自主的に集い、人口減少という事態に対して、いかに立ち向かい、持続可能な社会をどのようにつくっていくべきかについて意見交換を行う場として、人口戦略会議を設置し、提言するものである。

として、今年1月に「人口ビジョン2100」を発表。これまで日本社会の対応に欠けていた課題と、2100年を視野に「安定的で、成長力のある「8,000万人国家」を目指す」などの目標を示し、「今まさに国民全体で意識を共有し、官民挙げて取り組むための国家ビジョンが最も必要」との提言がなされました。

他方5月には、日本創生のための将来世代応援知事同盟サミットが本県で開催され、そこには河野知事を含む18府県の知事が集い、人口減少問題に対する議論と、知事同盟の宣言として「みやざき声明」及び「人口戦略緊急アピール in 宮崎」の発表がなされたことは、先日、知事から御報告があったとおりであります。

こうした日本の人口問題への危機感を背景にした様々な動きの中で、国の責務として人口減少と超高齢化への対策を求めていく一方で、地方におきましては、人口減少の中で自治体機能を維持していくための対策も急がなくてはなりません。

人口問題への具体的な対策において、知事が国に求めること、県が取り組むべきことをどう考えていらっしゃるのか、本県の実情を踏まえた知事の考えを伺います。

続けて、知事に質問いたします。

県の日本一挑戦プロジェクトの柱の一つである子ども・若者プロジェクトにおきましては、日本一生み育てやすい県への挑戦として、日本一の合計特殊出生率を目標に掲げており、人口問題という観点から言えば、自然減対策に力点

を置いた重点政策になっています。

一方で、人口戦略会議が4月に発表した令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポートでは、地域別将来推計人口における20歳から39歳の若年女性人口について、地域外への移動を想定した2050年時点の移動想定人口と、出生と死亡だけの要因による人口変化を推計した封鎖人口の2つの推計データが示されています。

これを見ますと、例えば串間市の2050年時点の若年女性人口は、移動想定人口で52.8%減に対し、封鎖人口では2.3%増に、日之影町では、移動想定で55.9%減の一方で、封鎖人口では12.3%の増と、県内26市町村のうち、宮崎市以外の25の市町村では、自然減の人口減少よりも、移動想定、すなわち地域外への若年女性の人口流出のほうがより深刻な課題であることが分かります。

先日発表されました2023年の合計特殊出生率は、前年より下がったものの、1.49で沖縄に次いで2番目、全国でも宮崎は健闘しているという見方もすることができ、むしろ本県の課題である人口流出対策にもっと注力すべきではないかと考えるほうが自然ではないでしょうか。

20代、30代の若年女性など、若者の県内定着にどう取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、人口減少対策についてであります。

全国の合計特殊出生率が過去最低となり、本県でも出生数が大幅に減少するなど、少子化が加速する中で、人口減少という我が国最大の危機を克服するためには、この危機意識というも



のを国民全体として共有をする中で、構造的課題である東京一極集中の是正と、若者や女性が地方で活躍できる分散型社会の実現が不可欠であると考えております。

このため、国の責任において一極集中の是正を図ること、さらには、人口減少対策を国政の中心的な課題として位置づけて、これを統括する司令塔を設置し国民運動を展開する、そういった内容を、知事同盟、そして九州知事会等とも連携しながら強く求めているところであります。

一方で、地方においても、若者や女性が地元で学び、暮らし、働き、結婚や子育ての希望をかなえることができる持続可能で魅力ある地域づくりなど、地方創生の取組をさらに加速させる必要があると考えております。

県としましては、子ども・若者プロジェクトとも連動させ、結婚・子育て支援や若者・女性の県内定着に向けた取組をこれまで以上に強化するとともに、市町村や関係団体、さらには県民の皆様とも危機意識を共有しながら、地域の実情に応じた対策を全力で進めてまいります。

次に、若者の県内定着についてであります。

本県ではこれまで、人口減少に対して、自然減対策、社会減対策、それぞれ取り組んでまいりました。社会減としましては、若者の県内定着の促進に向けて、良質な雇用の創出やキャリア教育の充実など様々な対策を講じており、例えば高校生の県内就職率は8年連続で上昇してきております。

このような中で、本県の社会動態はやや改善してきておりますが、女性の転出は男性の約2倍となっており、少子化の一層の加速も懸念されますので、改めて若者や女性をターゲットとした対策を強化する必要性を認識しておりま

す。

御指摘のとおり、人口戦略会議のレポートでは、本県の全ての市町村が社会減対策が必要とされておりまして、子ども・若者プロジェクトで重点的に推進している結婚や子育て支援に加え、社会減対策の視点も大変重要だと考えております。

県としましては、女性活躍の促進や育児と仕事の両立支援など、県内企業や関係団体、市町村とともに、これまで以上に踏み込んだ取組を検討し、若者や女性がふるさと宮崎で学び、働き、子育ての希望をかなえることができる宮崎の実現に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 次に、県の「未来につなげる少子化対策調査事業」におきまして、昨年度、外部有識者による研究会が設置されています。そこでは、本県の少子化に関する分析、現在の取組の検証、新たな施策の提言等を行うこととしており、今年3月にその宮崎県未来につなげる少子化対策調査事業研究会から県に対して提言がなされておりますが、この提言に対する評価と今後の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 研究会からは、知事に対しまして、合計特殊出生率1.8台を達成するために、結婚・子育て支援の強化、高い出生率の維持・強化及び社会動態の改善の3つの施策を組み合わせる必要があるとの提言をいただいております。

この提言では、本県における合計特殊出生率の特徴など、様々なデータを統計学的手法を用いて分析されておりまして、今後、少子化対策を進めていく上で大変参考になるものであると考えております。

現在、子ども・若者プロジェクトのさらなる

充実・強化に向けまして、関係部局と協議を進めているところでありまして、この提言も共有しながら新たな対策を検討してまいります。

**○坂本康郎議員** 合計特殊出生率1.8という目標達成には、早急に高度な施策の組合せが必要とした研究会の提言と、また直近の婚姻数や出生数の減少傾向を考えたときに、令和8年までに合計特殊出生率1.8を達成するという目標やその達成年次について、今後、見直す必要がないのか、知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県も含む全国で、コロナ禍等により婚姻数が大幅に減少し、出生数も大きく落ち込んでいるところであります。令和5年の合計特殊出生率が過去2番目の低さとなる1.49となり、改めて強い危機感を抱いたところであります。

しかしながら、日本一生き育てやすい県を目指していくという私自身の決意は揺るぎないのでありまして、今回の結果を受けて目標値を変更することは考えておりません。目標の達成は厳しい状況にありますが、結婚し、子供を持ちたいと願う若者の希望をかなえるため、今後も全力で取り組んでまいります。

**○坂本康郎議員** 私も率直に目標達成はなかなか容易ではないという感想を持ちましたが、そういう感想を持ちつつも、今回の研究会のレポートの中で、宮崎県人口の潜在力として示されております県民の希望子供数、男性2.3人、女性2.4人という数字には、私も一筋の光明を見た気がしております。大変高い達成目標ではありますが、知事には県民の希望をかなえるという崇高な使命感に立って果敢に挑戦していただくことを期待しております。

次に、最近、将来の妊娠のための健康管理を促す取組として、プレコンセプションケアとい

う言葉が用いられるようになりました。さきに触れました「人口ビジョン2100」では、男女ともに加齢に伴って妊娠する力、妊孕性が低下することから、プレコンセプションケア、つまり男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、思春期から生涯にわたって健康管理を行うよう促す取組の普及が重要としています。

若い世代へのプレコンセプションケアについて、県ではどのように取組がなされているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** プレコンセプションケアとは、妊娠する前からのケアを意味しておりまして、若い男性・女性が現在の体の状態を知り、将来のライフプランを考えて日々の生活と向き合いながら、健康管理を行うこととございます。早い段階から正しい知識を得て、健康的な生活を送ることで、将来の妊娠や出産につながる可能性を広げるものであると理解しております。

県では、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すために、女性や不妊の専門相談センターによる相談の対応、若い世代を対象とした助産師による講話や、中高生を対象に、年齢の近い大学生によるピアカウンセリングなど、健康教育を実施しております。

今後とも、プレコンセプションケアの考え方を踏まえた健康支援を実施するため、必要な取組を進めてまいります。

**○坂本康郎議員** プレコンセプションケアという言葉自体は、まだなじみのない人が多いのかもしれませんが、今後、少子化対策や若い人たちの結婚、出産などが話題になるとき、メディアで使われることも多いと思います。関心を持った若い人たちが検索したときに、県の施策

とリンクすることが重要だと思っておりますので、今後、事業の構築、再構築をする際には、ぜひこのプレコンセプションケアという言葉を使ったものにしていただくよう提案いたします。

次に、こども家庭庁は先月、自治体こども計画の策定ガイドラインを公表しました。この自治体こども計画は、昨年、施行されましたこども基本法において、国のこども大綱に沿って、各自治体で計画を策定することが明記されたものであります。

策定は自治体の努力義務となっておりますが、県は宮崎県版こども計画の策定をどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 県では、現在、子供・子育て政策を総合的に推進するために、みやざき子ども・子育て応援プランにより、各種施策に取り組んでおります。

このような中、昨年4月に施行されたこども基本法によりまして、自治体は国のこども大綱を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとされました。

現プランが今年度末で終期を迎えますことから、子供の貧困対策に関する計画等を新たに加えて、今年度末までに本県のこども計画を策定することとしております。

**○坂本康郎議員** 次に、県の新規事業「こどもわけもん政策モニター事業」について伺います。

国のこども大綱では、子供が意見を表明する権利を柱の一つに掲げており、国では、こども大綱の策定過程においても、子供の声を聴く取組が行われたようであります。

この県の新規事業もその理念を踏まえた取組と理解しています。その上で、自治体こども計画策定のためのガイドラインには、「こども・

若者、子育て当事者への意見聴取」について、様々な困難な状況に置かれている「声を聴かれにくいこども・若者」の意見にも十分配慮することが記されています。

県のモニター事業におきましても、この「声を聴かれにくいこども・若者」を含む幅広い意見を聞いていくことが重要と考えますが、今後どのように事業を進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** こどもまんなか社会の実現に向けましては、その当事者である子供や若者、さらにその保護者の声を伺うことが大変重要であります。

意見を聴くに当たりましては、審議会等への参画やオンラインでの意見交換、SNSの活用など様々な手法が考えられますけれども、できるだけ多くの子供たちから直接意見や提言を寄せただけのように、約400名のこどもモニターを募集いたしまして、今年度策定するこども計画や子供・子育てに関する施策について御意見を伺うことにしております。

議員御指摘の障がいのある子供など声を聴かれにくい立場の方からの聴き取りについては、他県の状況等も参考に今後検討してまいります。

**○坂本康郎議員** 県では一昨年、コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査を実施し、結果を公表しておりますが、今、県内の子供の貧困の状況は深刻なのか、そうでないのか、直近の調査結果などを踏まえた県の認識を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 全国の子供の貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、令和3年時点で11.5%でございます。

また、本県の状況を見ますと、生活保護受給者に占める子供の割合は近年、減少傾向にありますものの、県内の児童生徒に占める就学援助認定者の割合は微増傾向にありますことから、子供の貧困問題は依然として厳しい状況にあり、引き続き対策に取り組んでいく必要があると認識しております。

**○坂本康郎議員** 子供の貧困を生む大きな理由の一つに、家庭環境、特に保護者の所得など経済状態が影響していることが考えられます。現行の第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画におきましても、子供の貧困に関する指標を設け、その改善に向けた取組の1つ目に、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に取り組むとしていることは至極妥当だと思います。

一方で、その指標及び計画の目標に目を向けますと、生活保護受給者やひとり親家庭に対象が絞られてしまっているように見えますが、それでは実態に即した子供の貧困対策にならないのではないかという疑問があります。

県の子ども貧困緊急実態調査によりますと、世帯全員のおおよその年間収入について、調査回答者の世帯収入の中央値の2分の1、金額にして、世帯全員の年間収入122万9,800円未満の世帯が12%、それ以上で中央値245万9,700円未満の世帯が34.8%、合わせて46.8%が年間世帯収入約246万円未満という結果が示されております。世帯収入月20万円で子育てをする困難さは、当事者の方であればよくお分かりかと思いますが、どんなに切り詰めても数万円足りない状態だと思われまます。

今申し上げているのは、46.8%の世帯のうち、月20万円とはいえ、まだお金があるほうの世帯の話で、その金額以下の相当数の家庭で、

生活に困窮する状態に近い可能性があると考えられます。見方を変えますと、46.8%もの高い割合の世帯が、生活保護世帯及びひとり親世帯だけで充当されているとも考えにくく、子供の貧困に関係する生活困窮者、生活困窮世帯については、視野を広げて考える必要があるのではないのでしょうか。

県の子どもの貧困対策推進計画では、取組の対象になる生活困窮者、生活困窮世帯をどのように想定しているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 本県の子どもの貧困対策推進計画は、生活保護受給者や生活困窮者、ひとり親家庭などを対象といたしております。そのうち、生活困窮者、生活困窮世帯につきましては、生活困窮者自立支援法に準じまして、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及びその世帯としております。

具体的には、働きたくても健康上の理由で働けない、家族の介護のために仕事に就けないなどの理由で、現在は生活保護を受給してはおりませんが、生活保護に至るおそれがあるような方々を想定いたしております。

**○坂本康郎議員** 御答弁から、生活保護受給者やひとり親家庭に限らず、生活に困窮している方たち全体を対象に考えられているということは理解しました。

一方、現行の県の計画は、生活に困窮し、貧困状態にある可能性のある家庭、保護者へまずアプローチし、そこから子供の状況の把握と支援に結びつけていくという仕組みになっています。もし支援を必要としている子供を的確に把握することができれば、本人とその保護者に対して、より早期にかつ効果的に必要な支援を行

うことができると思うのですが、県では、貧困状態にある子供をどのように把握しているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 貧困の状態にある子供のうち、生活保護世帯の子供につきましては、福祉事務所のケースワーカーが、また、就学援助を受けている児童生徒につきましては、学校や教育委員会において把握いたしております。そのほか、子育て家庭等の実情の把握などを行う市町村のこども家庭センターや、近年、民間団体で取組が広がっております子ども食堂や子ども宅食等を活用しながら、把握に努めているところでございます。

**○坂本康郎議員** 参考までに、スクリーニングの手法を支援に導入している自治体の例があります。貧困状態にある子供の網羅的把握と早期対応を目的に、市が小中学校全ての子供を対象に、出欠状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などから、支援の必要が高いと思われる子供をAIで抽出するというやり方です。この方法であれば、支援が必要な子供と保護者へピンポイントで支援ができる可能性が高いと思われます。ぜひ、このような先進的な取組についても研究し、導入の検討をしていただきたいと思います。

続けて、県の子どもの貧困実態調査の調査結果について伺います。

この調査では、子供の貧困に関連する支援制度の利用状況を明らかにしています。調査結果についてどのように受け止めているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 御質問の調査結果では、本県において貧困水準にあるとされる世帯収入約123万円未満となる世帯が、就学援助や自立支援相談窓口を利用している割合は

低い状況となっております。

利用していない理由につきましては、「制度の対象外だと思うから」が最も多く、そのほか「支援制度を知らなかった」とか「手続きが分からなかった」などの回答がありまして、制度に対する理解が進んでいない現状があるのではないかと受け止めております。

**○坂本康郎議員** 今、御答弁にありましたように、この調査結果を見ますと、世帯年収約123万円未満の世帯の就学援助制度の利用率が54.1%、児童扶養手当46.4%となっておりますが、この数字に私も違和感を感じています。123万円未満の世帯年収では、もらえるものを全部もらっても、なお生活が苦しいはずですが、その半分の世帯が制度を必要としていないということは普通あり得ません。制度の理解が進むよう取り組むことはもちろんですが、申請のやり方についても、より利用しやすい方法を検討していただきたいと思っています。

これは以前、一般質問で教育長に改善を求めています。県内の市町村によっては、就学援助の申請書を子供本人から担任に提出させるやり方をしているため、周りの目を気にして子供が持っていきたくないとの声を伺いました。それが今どのように改善されているか、ここでは触れませんが、子供の貧困に関連する支援制度全般において、一度見直して見る必要があるのではないのでしょうか。

支援が必要な子供にちゃんと支援が行き届くために、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** 支援が必要な子供にしっかりと支援を届けるためには、制度や手続きについて分かりやすく周知することが大変重要であると考えております。

このため、これらの制度や情報を集約した「桜さく成長応援ガイド」を作成し、毎年、県内全ての中学生、高校生や関係機関、子育て支援機関等に配布し、周知に取り組んでおります。

県といたしましては、今後とも周知・広報に取り組むとともに、支援機関を通じて利用者の声を伺いながら、利用しやすい手続となるように努めるなど、支援制度の活用促進に取り組んでまいります。

**○坂本康郎議員** 他県では、申請者への配慮から、既にオンライン申請を実施しているところが多い見られます。

経済面の公的支援は、子供の貧困と貧困の連鎖の解消のために不可欠です。支援制度が活用され、支援を必要な子供へ行き届かせるために、県には、ぜひ一度、当事者に意見を求めていただくことを強く要望します。実情を丁寧に把握して、より利用しやすい方法を県で検討していただくようお願いいたします。

次に、新規事業「半導体関連企業誘致加速化事業」について伺います。

2年前、熊本にTSMCの進出が決まり、周辺が騒がしくなり始めた時期の一般質問で、県の半導体企業誘致の取組をたどりました。その後、国富町へのローム進出という話題はありましたが、半導体関連企業の誘致活動については、他県と比較して、あまり目立った動きがなかったという印象を持っている県民も少なくないのではと思っています。

これまで県は半導体関連企業に対してどのような誘致活動を行ってきたのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 九州内における半導体関連企業の投資活発化の動きに対

応するため、県では昨年度、半導体関連産業を重点産業分野に位置づけ、支援内容を充実させるなど、インセンティブ強化を図ったところであります。

立地活動に当たっては、ホームページやパンフレット等を活用し、半導体関連企業の立地においてポイントとなる、水、人材、災害リスクなどの本県の立地環境の魅力や支援制度等を広く情報発信するとともに、県外事務所と連携し、半導体関連企業を含む年間300社以上を積極的に企業訪問しております。

また、知事によるローム本社訪問など、トップセールスも行いながら、半導体関連企業の立地に取り組んでおります。

**○坂本康郎議員** この事業では、半導体関連企業への誘致活動の強化と誘致するための工業団地整備の基盤調査に係る費用を市町村に対して補助するという内容になってはいますが、この対象となる市町村をどの程度見込んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（川北正文君）** 今回の事業は、半導体関連企業に特化した用地確保等に緊急的に取り組むことで、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた機運を逃すことなく、半導体関連企業の立地を通じて、県内産業の振興を図ることを目的としております。

具体的な市町村につきましては、現時点で未公表の計画もあることから、全ての市町村名をお答えすることは控えさせていただきますが、今年2月に計画を公表された日南市を含む4つの市町村での調査を見込んでおります。

**○坂本康郎議員** それでは、今後、県内へ誘致する半導体関連企業について、具体的にどのような見通しを立てているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 近年、半導体製造企業のほか、半導体の性能テストを行う企業、半導体製造装置の製造・設置・メンテナンスを行う企業など、県内外の企業から様々な問合せが増加している状況にあります。

このため、今回の事業において、緊急的に産業用地の確保を図るとともに、国内外の半導体関連展示会への出展やトップセールスの実施などに取り組むことにより、工業団地の造成が完了する見込みである令和11年度から令和15年度までの5年間において、20件の立地を目標に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 一つ気になるのが、人材の問題です。先日の黒岩保雄議員の質問におきましては、6割の県内立地企業が人材不足を感じているとの調査結果が示されましたが、既にどの業界においても人材確保が最重要課題であります。さらに人口減少が進むと考えられる10年後に必要な人材を確保できるのか、大変気になります。

20件の企業立地計画に見合う半導体人材の確保に県はどのような見通しを立てているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体関連産業における人材については、九州の産学官で構成する九州半導体人材育成等コンソーシアムが、短期的にも中長期的にも年間1,000人程度が不足するとの見込みを公表しております。

このため県では、昨年12月に産学官連携による、みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを立ち上げ、今年度から県内の半導体関連人材の育成・確保に向け、セミナーの開催や大学等における半導体技術者による講義の支援などに取り組むこととしており、合わせて年間150名程度の参加を予定しております。

今後とも、半導体関連企業の新たな立地にも対応できるよう、宮崎大学や都城高専などの教育機関等とも連携し、県内に必要な人材の育成・確保に努めてまいります。

○坂本康郎議員 人材確保について、もう一つ伺います。

公明党は今年の2月から3月にかけて、全国の都道府県及び市区町村を対象に、少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケートを実施しました。この調査では、自治体存続の危機感をはじめ、医療・介護、子育て・教育、少子化対策などについて、課題や必要な支援策を自治体の首長または政策担当者はどう受け止めているのか尋ねています。

本県では、26市町村中25の自治体から回答を得ておりまして、地域別将来推計人口の受止めや2040年に向けた医療・介護の需要と供給の見通しなどについては、おおむね全国統計と同様の傾向を示していますが、一部特徴的な結果が表れている項目があります。それは外国人材です。外国人材の受入れの見通しについて「既に不足しており、今後さらに不足しそうだ」と回答した市町村の割合が全国平均28.9%に対し、宮崎県内では倍以上の6割に上っています。

回答によりますと、県内の各市町村が外国人材受入れを進めていく上での課題として、地域住民の理解と協力、日本語教育の充実に加えて、地域や職場における通訳など支援スタッフの確保を多く挙げています。

県内で不足する外国人労働者の人材確保について、県はどう取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（川北正文君） 労働力人口の減少が進み、人材の確保が喫緊の課題となる中、外国人労働者の確保は大変重要でありま

す。

このため県では、外国人サポートセンターによる生活面での支援に加え、農業や建設業など各産業ごとに、特性や実態に応じた相談窓口等の設置を進めております。

また、専門的知識等を有する高度外国人材の雇用を検討している企業を対象とした、採用・定着のポイント等を紹介するセミナーや、採用計画からマッチングまでの伴走型支援に加え、外国人留学生のための就職相談等を実施しております。

県としましては、今後、各業種における外国人材活用に係る課題等を整理し、市町村や関係団体と連携しながら、外国人材の雇用のために必要な取組を進めてまいります。

**○坂本康郎議員** 先日、防災研究者の片田敏孝東京大学大学院特任教授を講師に招いて、公明党みやざき防災セミナー2024を開催いたしました。県内の防災士や自治会関係者、学校関係者、沿岸部の企業・団体の皆さんなど、当日御参加いただいた約1,300名の皆さんと一緒に、激甚化・広域化する自然災害へ向き合う「主体的な自助・共助のあり方」をテーマに、約90分間にわたる片田教授の講演を聴き、今必要とされる防災対策への意識共有をさせていただきました。

1月の能登半島地震以降、自助・共助の重要性が一層増しているわけですが、住民主体の防災対策へ転換を図っていく一方で、行政の役割は、より精度を上げ、実効力を持たせたものへ進化させていく必要があることを強く感じた次第です。

そこで次に、県の地域防災計画について伺います。

地域防災計画には、「社会構造等の変化に伴

う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする」とあります。

県の地域防災計画の近年の修正の経過と内容について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（児玉憲明君）** 県の地域防災計画は、各関係機関が防災に関し処理すべき業務などを具体的に定めたもので、過去の災害を踏まえた国の防災基本計画の修正や県の災害対策本部などの組織体制の見直しに応じて適時修正しています。

近年の修正としては、平成23年の東日本大震災を踏まえ、Jアラートや緊急速報メールによる津波関連情報の迅速な伝達、沿岸市町が策定する津波避難計画に記載すべき具体的項目などを明記するとともに、平成28年の熊本地震や新型コロナウイルスの発生を受け、避難所での感染症対策などを追加しました。このほか、直近ではこの2月に、県の災害対策本部について、業務分担の見直しや災害報道監の新設による組織再編に関する修正を行っています。

**○坂本康郎議員** 地域防災計画には、「市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図り、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開などの安全確保対策等を講ずる必要がある」とあります。

南海トラフ地震を想定すると、本県においては特に対策が重要な津波災害に対して、被害回避・低減のために、県の都市計画ではどのような対応が取られているのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 県ではこれまで、津波による被害を回避・低減するために、避難高台や避難路を整備するなどのハード対策



を進めてきたところであります。

今後はソフト対策として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域を県が指定し、学校や病院などにおいて、警戒避難体制を強化することとしております。

昨年度までに、沿岸の10市町から区域を指定することについて理解をいただいております。現在、県において、詳細な指定範囲の設定を行っているところです。

津波被害から県民の生命と財産を守るため、関係市町と連携し、津波災害警戒区域の早期の指定に取り組んでまいります。

**○坂本康郎議員** 津波浸水想定・ハザードマップ内の住民やそこに滞在する人たちを津波被害から守るために、避難高台や避難タワーなどのハード対策が進められている一方で、その津波被害が想定されるエリア内には、住宅や店舗など建物が新築され、新たな住民や施設の利用者など人が集まり、人が増え続ける状況にあります。

防災に配慮した土地利用への誘導という観点から、開発行為や建築許可等に制限をかける必要はないのか、県の考えを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 津波災害警戒区域に指定すると、不動産取引において警戒区域であることの説明が義務化されます。また、規制がより強化される津波災害特別警戒区域に指定することで、開発行為や建築等に制限を加えることが可能となります。

具体的には、学校や病院、住宅等を建築する際に、床の高さや壁の構造などについて、一定の基準を満たすことが条件となります。

津波災害特別警戒区域の指定は、災害に強いまちづくりを推進する上で有効な方法でありま

すが、一方で、私権の制限を伴うことになりま

すので、関係市町の意見を聞きながら慎重に進める必要があると考えております。

**○坂本康郎議員** 去る4月3日に、宮崎ブルーバード空港から那覇行き

の飛行機に乗りましたら、離陸直前になって、台湾東部沖地震が発生し、向かう先の沖縄本島地方に津波警報が発令された影響で、1時間ほど機内待機の末、結局、その日の便は欠航になりました。そのため、予定を全てキャンセルし、日延べして翌々週に改めて沖縄入りをした際、当初の予定に加えて、那覇市の危機管理担当者や地元の市議会議員に会い、当日の避難行動の様子を伺うことができました。

現地で今回、特に問題になったのが、避難する際の車の使用と、それによって引き起こされた交通渋滞です。津波警報発令から津波の到達予想時刻まで、那覇市でおおよそ1時間10分、この間、沿岸部から内陸部へ避難する車が幹線道路に集中し、各地で大規模な渋滞が発生しています。

この事態にNEXCOWest Japanは、津波警報が発令されている間、沖縄自動車道の上下線で車両の一般道への流出を規制、県警も現場判断で、宜野湾市県道81号の約500メートルの区間の両側全4車線を沿岸部から内陸部の方向へ一方通行にし、高台への避難を促す措置を取っています。

津波警報等が発令された場合、本県でもこうした車の渋滞が十分予想されるわけですが、警察ではどのような対策が取られるのか、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（平居秀一君）** 警報発令時、警察官は、自身の安全も確保しながら、地域住民に対して、警報が発令されたことや安全な場所

への避難を呼びかけます。また、現場の状況に応じて、渋滞や混雑を解消するための交通整理や、沿岸方面へ進行する車両の通行禁止などの対応を取ります。

警察といたしましては、津波警報等の発令の際は、原則徒歩での避難をお願いしておりますが、やむを得ず車を使用して避難する場合は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意して運転するとともに、現場警察官の指示に従っていただくよう、今後も広報啓発に努めてまいります。

**○坂本康郎議員** 地域防災計画には、「道路管理者は、津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする」とあります。

2年前の令和4年1月には、トンガ近海の海底火山の噴火に伴い、奄美大島に津波警報が発令されました。その際にも、奄美市では高台を目指す車による大渋滞が発生しており、このときは車両事故も起きています。

沖縄と奄美の2つの事例は、車社会の本県においても、まさに人ごとではありません。まして宮崎の道路は、沖縄や奄美に比べて、脇道、枝道が多く、日常的に抜け道、近道になっていますので、渋滞が発生し、生活道路へ多数の車が進入することになれば、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を妨げることになります。

警報が発令された場合、宮崎の道路で何が起こり得るのかを想定し、必要な規制計画をあらかじめ用意しておくべきではないかと考えます

が、道路管理者としての見解を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（桑畑正仁君）** 津波警報等が発令された際、浸水想定区域内における道路利用者の安全確保や地域住民の迅速な避難は大変重要であることから、県管理道路では、Jアラートと連動した津波情報板の設置や道路の標高表示などの取組を行っております。

道路規制に関する計画は、津波災害への備えとして有効であると認識しておりますが、策定に当たっては、地震による道路の被害状況や避難者の車の流れ、渋滞の発生場所を事前に想定する必要があることなど、様々な課題があると考えております。

県としましては、津波警報等の発令時における道路規制の在り方について、国や他県の事例など幅広く情報収集を行いながら研究してまいります。

**○坂本康郎議員** 地域防災計画では、要配慮者の増加傾向に対して「要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある」としています。

ここでは、オストメイトの方たちへの災害時の支援について、県の取組を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（渡久山武志君）** オストメイトの方の災害時の安全・安心の確保のためには、個々の状況に対応した迅速かつ、きめ細かな対応が必要であります。

このため県では、オストメイトを含め障がいのある方及び支援者が行うべき災害への備えや、市町村による避難所運営に係る留意事項等をまとめました防災マニュアルを作成、関係機関へ配布し、県ホームページでも公開いたしております。

また、オストメイトの方を対象に、公益社団法人日本オストミー協会宮崎県支部と連携して、災害時に備えて準備が必要とされるストーマ用品の提供方法等を記載いたしました災害対策ハンドブックを作成しまして、市町村や医療機関、当事者に対し広く配布しておりますほか、県内3か所で災害用仮設トイレを備蓄しております。

**○坂本康郎議員** オストメイトの方たちは外見では区別できず、また、御本人が人工肛門、人工膀胱の保有者であることを周りに伝えていない場合もあるため、災害時の支援においては、プライバシーへの配慮が大変重要です。特に避難所のトイレにつきましては、周囲の目を気にせずに利用できる環境整備が必要で、単に多機能トイレを増やせばいいという問題ではありません。

そのような事情から、一般のトイレでもオストメイトの方たちが利用可能な洗浄機能付のフェーズフリー製品が開発されており、国内の公共施設、大型商業施設をはじめ、大手ドラッグストアの全店舗で店内トイレに導入されるなど普及も進んでおります。

指定避難所の環境改善の取組におきましては、学校や体育館など県内の公共施設のトイレについて、オストメイトの方たちへも配慮した整備に努めていただくようお願いいたします。

最後の質問になります。

地域防災計画では、「住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている」とし、「コミュニティの強化を図る必要がある」としています。これが一番の難題であることを私も実感しています。地元の自治会長の皆さんとの意見交換会に参加しましても、自治会未加入者の増加、役員の高齢化など課題山積

で、皆さん、どうしたものかと途方に暮れている状態です。

私どもの防災セミナーにおきまして講演をしていただいた片田教授が出された一つの結論は、防災を通じた地域づくり、まちづくりということでありました。災害から身を守り、命を守るためにはどうすればいいか。それは、子供の世代、親の世代、世代や生き方は異なっても、お互いに共有し、連帯し得る共通のテーマだと思います。防災教育や防災活動を通じた地域コミュニティの再生に、私も可能性を感じています。

片田教授の講演は知事もよく御存じかと思いますが、防災を通じた地域づくり、まちづくりを見据えた、子供や若者、大人が一緒になって取り組んでいく地域防災について御見解を伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 私も何度か片田先生のお話は伺い、本も読んで、「釜石の奇跡」と呼ばれるような、防災教育の取組により犠牲者が出なかった東日本大震災の事例について学んだところでもあります。

片田先生によりますと、幼少期から正しい防災教育を受けた子供たちは、10年たてば大人になる、さらに10年たてば親になるということで、世代間で高い防災意識が継承されることによって、地域に災害文化が根づいていくという話をされております。

また、最近では、様々な科学的知見に基づいた防災情報が充実して豊富に提供されるものの、避難に結びついていないということに対して、利他的効用による適切な避難を促すと。

子供たちに対しては、君が一人で避難できなければ、お母さんが探しに来るよという話だとか、高齢者に対しては、あなたが諦めて避難し

なければ、きっとお孫さんが探しに来ますよと  
いうことで、家庭やコミュニティーとの関わり  
の中で適切な避難を促す教育ということをお話  
ししておられまして、子供、若者と大人が一緒  
になり、地域一体として継続的に防災教育や訓  
練に取り組むことの重要性を認識したところで  
あります。

本県においても、激甚化・頻発化する自然災  
害や発生が危惧される南海トラフ地震に備える  
ためには、地域防災力の一層の強化を図ること  
が喫緊の課題であります。

そのため今年度から、養成した中学生や高校  
生の防災士と地域住民との協働による避難所運  
営訓練の実施や、学校での防災教育に地域の防  
災士を派遣する取組などを進めてまいります。

今後も地域が一体となった様々な取組を支援  
し、地域の防災力の向上を図ってまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質  
問を終わります。御答弁いただきまして、あり  
がとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で一般質問は終わりました。

---

◎ 議案第1号から第14号まで及び

報告第1号委員会付託

○濱砂 守議長 次に、今回提案されました議  
案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号  
議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第14号まで及び報告  
第1号の各号議案は、お手元に配付の付託表の  
とおり、それぞれ関係の委員会に付託いたしま  
す。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日19日から24日までは、常任委員会、特別

委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時から、常任委員  
長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会